

ふくしま新生子ども夢プラン（改訂素案） 目次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	これまでの子育て支援の取組	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の推進体制	4

第 2 章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況**1 東日本大震災の影響**

(1)	子どもの避難状況	6
(2)	震災による子どもや親への影響	7
(3)	子どもの肥満傾向	9
(4)	子どもや親のストレス状況	10
(5)	期待される子どもへの放射線対策	13

2 少子化の動向

(1)	少子高齢化の進行	14
(2)	未婚化・晩婚化の進行	17
(3)	結婚や出産に関する社会環境の変化	18
(4)	結婚や子育てと仕事の両立の負担感	20
(5)	若者の経済力の低下	23
(6)	十代の人工妊娠中絶実施率の状況	24

3 子育て世帯の状況

(1)	子育て世帯の孤立化	25
(2)	子育てに関する意識	27
(3)	児童虐待やいじめの状況	29

4 子ども・子育て支援の状況

(1)	保育所、幼稚園等の利用状況	30
(2)	放課後児童クラブの利用状況	33
(3)	子どもの遊び環境	34
(4)	子どもや地域の方々の参画	35
(5)	行政に期待する施策	36

5 子どもの貧困の状況

(1)	子どもの貧困に関する指標の状況	37
-----	-----------------	----

第 3 章 計画の理念、目標及び基本方針

1	計画の理念	42
---	-------	----

2	計画の目標	44
3	計画の基本方針	46

第4章 基本的施策及び行動計画

～Ⅰ 東日本大震災からの生活の回復～

1 子どもの生活環境の回復

(1)	放射線量の低減化	52
(2)	給食の安全・安心確保	53
(3)	保育所・学校等の施設復旧	53
(4)	施設や地域における防災体制の整備	53

2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

(1)	放射線に係る保健・医療体制の整備	55
(2)	震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア	56

～Ⅱ 安心して次世代を生み育てられる環境づくり～

1 家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり

(1)	家庭・子育てに関する教育・啓発の推進	58
(2)	若者の就業に対する支援	59
(3)	独身男女の交流等への支援	59

2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

(1)	安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備	60
(2)	不妊や不育に悩む夫婦に対する支援	61
(3)	妊娠期からの継続的な支援体制の強化	61
(4)	妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発	61

～Ⅲ 子育ての支援～

1 子育て家庭の負担軽減と相談体制等の整備

(1)	子育て家庭の経済的負担の軽減	66
(2)	子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	67

2 子ども・子育て支援新制度の推進

(1)	保育の量の確保及び質の向上	68
(2)	幼児教育の充実	69
(3)	認定こども園への移行推進	69
(4)	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	69

3 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(1)	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	71
-----	-------------------	----

(2) 障がい等のある子どもやその保護者に対する支援	71
(3) 妊娠期からの児童虐待防止体制の整備	72
(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援	72
(5) 困難を有する子どもや親に対する支援	73
(6) ひとり親家庭等に対する支援	73

～Ⅳ 子どもにやさしい環境づくり～

1 子どもの参画の推進

(1) 子どもの人権に関する啓発	78
(2) 子どもの参画による子育て環境づくりの推進	79

2 地域における子ども環境の整備

(1) 遊び環境の整備	80
(2) 地域における体験学習環境の推進	81
(3) 子どもや青少年の健全育成推進のための環境づくり	81
(4) 子どもを見守る近隣社会の構築	82
(5) 子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進	82
(6) 子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり	82

3 教育の充実

(1) 豊かなこころの育成	85
(2) 健やかな体の育成	86
(3) 確かな学力の育成	86
(4) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	87
(5) 学校の教育環境の整備	87

4 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

(1) 思春期における健康教育の推進	90
(2) 食育の推進	91

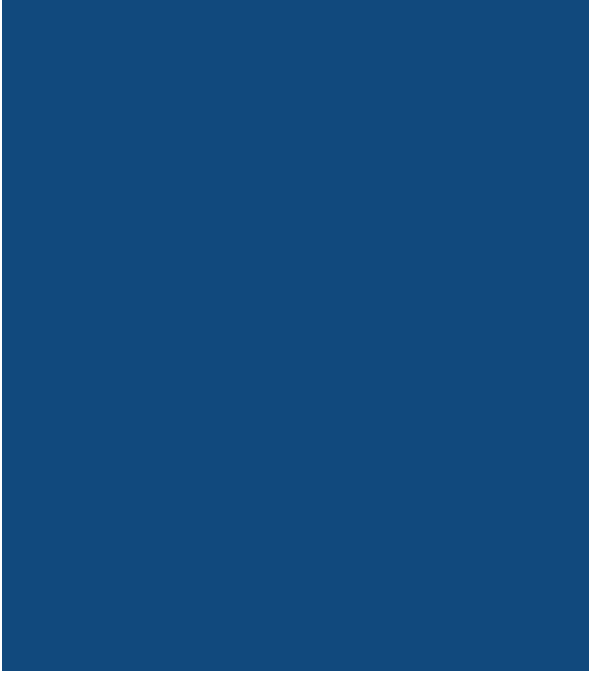
～Ⅴ 子育てを支える社会環境づくり～

1 地域ぐるみでの子育て支援の推進

(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	94
(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実	94
(3) 地域住民による支援	95

2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

(1) 男女共同参画の推進	96
(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進	97
(3) 育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援	97



第 1 章

計画の策定に あたって

1 これまでの子育て支援の取組

(1) 「うつくしま子どもプラン」(平成7年度～平成12年度)

「新うつくしま子どもプラン」(平成13年度～平成17年度)

県においては、少子高齢社会に対応し、「安心して子どもを生み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年3月に「うつくしま子どもプラン」を、平成13年3月に「新うつくしま子どもプラン」を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできました。

(2) 「うつくしま子ども夢プラン」(平成17年度～平成21年度)

しかし、その後も少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行し、緊急に集中的な対策を講じることが必要であり、また、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、「新うつくしま子どもプラン」の最終年度を待たずに計画の見直しを行い、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定しました。

(3) 「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」(平成22年度～平成26年度)

「うつくしま子ども夢プラン」の計画期間が終了し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を見直す時期にあることに加え、県全体の指針であり施策の方向性を示す新しい福島県総合計画の計画期間が平成22年度より開始することから、「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」を策定しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえるとともに、喫緊の課題である復旧・復興の取組をとりまとめた福島県復興計画を反映するため、平成25年3月に「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」を見直しました。

※ ここでいう「東日本大震災」には、東京電力福島第一原子力発電所事故も含まれます。

(4) 「ふくしま新生子ども夢プラン」(平成27年度～平成31年度)

その後、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され引き続き都道府県行動計画の策定が求められていることから、平成25年度に実施した「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」の結果を踏まえて福島県の子育て施策を再構築し、今回新たな計画を策定することとしました。

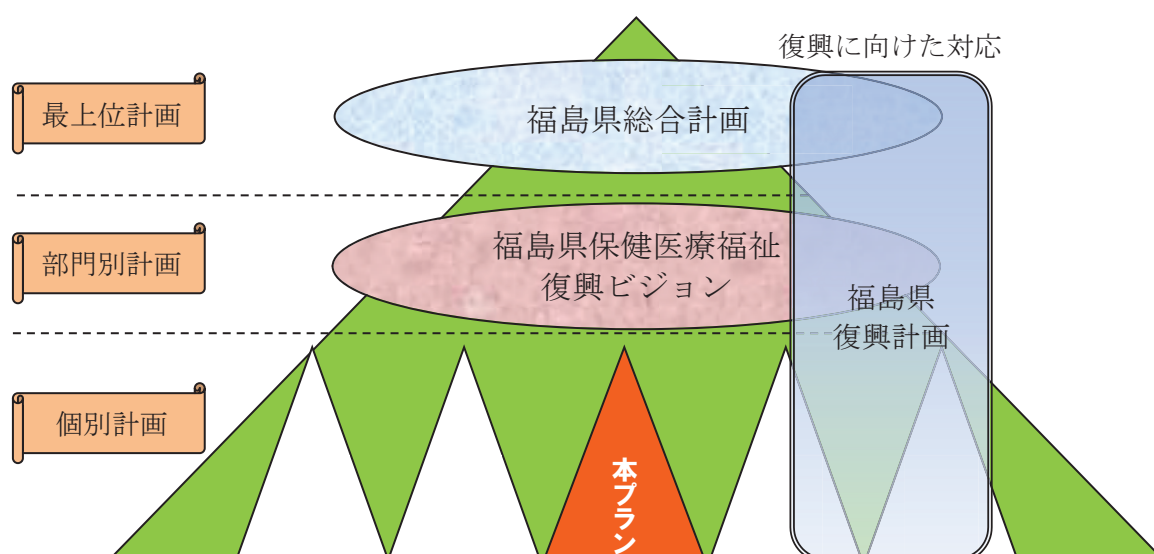
(5) 「ふくしま新生子ども夢プラン」(平成27年度改訂)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行及び同法に基づく子どもの貧困対策に関する大綱の策定を受け、子どもの貧困対策に関する計画を策定するため、本プランを改訂することとしました。

2 計画の性格

- (1) 本プランは、次の性格を持つ計画として位置づけています。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画
 - ・**子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画**
 - ・健やか親子21（第2次）の趣旨を踏まえた母子保健計画
 - ・子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画
- (2) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」のもとに策定される部門別計画として「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本プランはその「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画として、福島県の子育て支援施策全般の基本指針となるものです。
- また、本計画の推進にあたっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して取組を進めます。
- (3) 「ふくしま青少年育成プラン」「福島県総合教育計画」「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。
- (4) 各種施策を計画的に推進するため、できる限り目標値を設定しています。
- (5) 本プランにおいて「子ども」とは、児童福祉法第4条による「児童」のことであり、18歳未満の者を指します。

総合計画・復興計画とビジョン・各個別計画の関係



3 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法の下に策定しているものであり、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としています。

なお、東日本大震災からの復興など社会情勢の変化や他計画の見直し等に応じ、目標値その他について必要な見直しを行います。

4 計画の推進体制

～ 1 県における取組 ～

本プランの実現を図るため、福島県子育て支援推進本部を中心とした全庁的な体制の下、毎年度、各施策の進捗状況を評価しながら、施策のあり方について検討し、施策の総合的かつ効果的な推進に努めていきます。

～ 2 民間との連携 ～

医療・福祉・教育・労働など民間の関係団体の代表及び公募委員等から構成される福島県子ども・子育て会議での議論を踏まえ、地域団体等の意見や提案も取り入れながら、行政と民間が一体となった次世代育成支援対策を推進します。

また、民間企業による職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を実現するため、次世代育成支援理念の普及と一般事業主行動計画の策定支援を進めていきます。

～ 3 市町村との連携 ～

次世代育成支援対策を推進していくにあたり、地域における次世代育成支援対策に中心的な役割を果たすのは各市町村であることから、市町村と効果的な連携を図るとともに、その取組を支援していきます。

～ 4 県民一人ひとりの取組 ～

県民一人ひとりが、子育てに関心を持ち、子どもは社会の「宝」ととらえ、地域全体で子どもを見守り、子育て支援を行う環境づくりを進めることが大切です。

このため、「子育て週間」、そして「子育ての日」を設定し、「子育て支援を進める県民運動」を展開するなど、社会全体で子育て・子育てを支援する気運づくりを推進していきます。



第 2 章

福島県の子ども と家庭を取り巻 く状況

1 東日本大震災の影響

(1) 子どもの避難状況

※ 本章における図表は、特に説明のない

限り福島県のデータです

東日本大震災により県内外に避難している18歳未満の子どもの人数は、減少してきているものの、平成26年10月1日現在で24,873人に及んでいます（住民票の異動の有無を問わず市町村が把握している人数）。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ

(市町村が把握している人数)

子育て支援課調べ

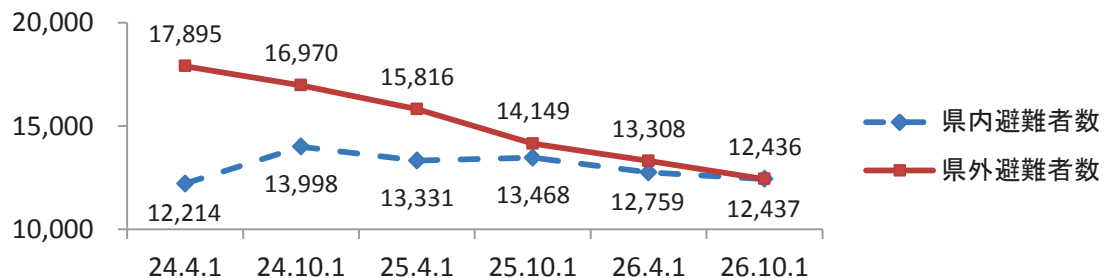
(単位:人)

市町村名	平成26年10月1日現在の把握数 (18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内			
	避難元市町村内	避難元市町村外		
福島市	2,285	0	25	2,260
会津若松市	56	0	4	52
郡山市	2,119	0	31	2,088
いわき市	1,960	667	39	1,254
白河市	259	66	4	189
須賀川市	253	70	34	149
喜多方市	0	0	0	0
相馬市	38	0	1	37
二本松市	287	0	3	284
田村市	269	200	39	30
南相馬市	4,944	1,672	1,214	2,058
伊達市	274	36	4	234
本宮市	31	0	3	28
桑折町	28	0	4	24
国見町	22	2	0	20
川俣町	182	77	62	43
大玉村	4	0	3	1
鏡石町	33	0	0	33
天栄村	23	0	4	19
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	0	0	0	0
猪苗代町	6	0	0	6
会津坂下町	0	0	0	0
湯川村	0	0	0	0

市町村名	平成26年10月1日現在の把握数 (18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内			
	避難元市町村内	避難元市町村外		
柳津町	0	0	0	0
三島町	0	0	0	0
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	2	0	0	2
西郷村	54	0	0	54
泉崎村	11	0	0	11
中島村	0	0	0	0
矢吹町	47	0	1	46
棚倉町	19	0	2	17
矢祭町	0	0	0	0
塙町	2	0	0	2
鮫川村	2	0	0	2
石川町	3	0	0	3
玉川村	6	0	0	6
平田村	2	0	2	0
浅川町	2	0	0	2
古殿町	7	0	0	7
三春町	42	0	4	38
小野町	33	0	8	25
広野町	565	16	467	82
楢葉町	1,095	0	911	184
富岡町	2,230	0	1,604	626
川内村	202	7	150	45
大熊町	2,083	0	1,523	560
双葉町	1,042	0	510	532
浪江町	3,177	0	1,928	1,249
葛尾村	188	0	165	23
新地町	9	0	0	9
飯舘村	977	0	875	102
計	24,873	2,813	9,624	12,436

※ 10月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げ等によるもの。

注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。



(2) 震災による子どもや親への影響

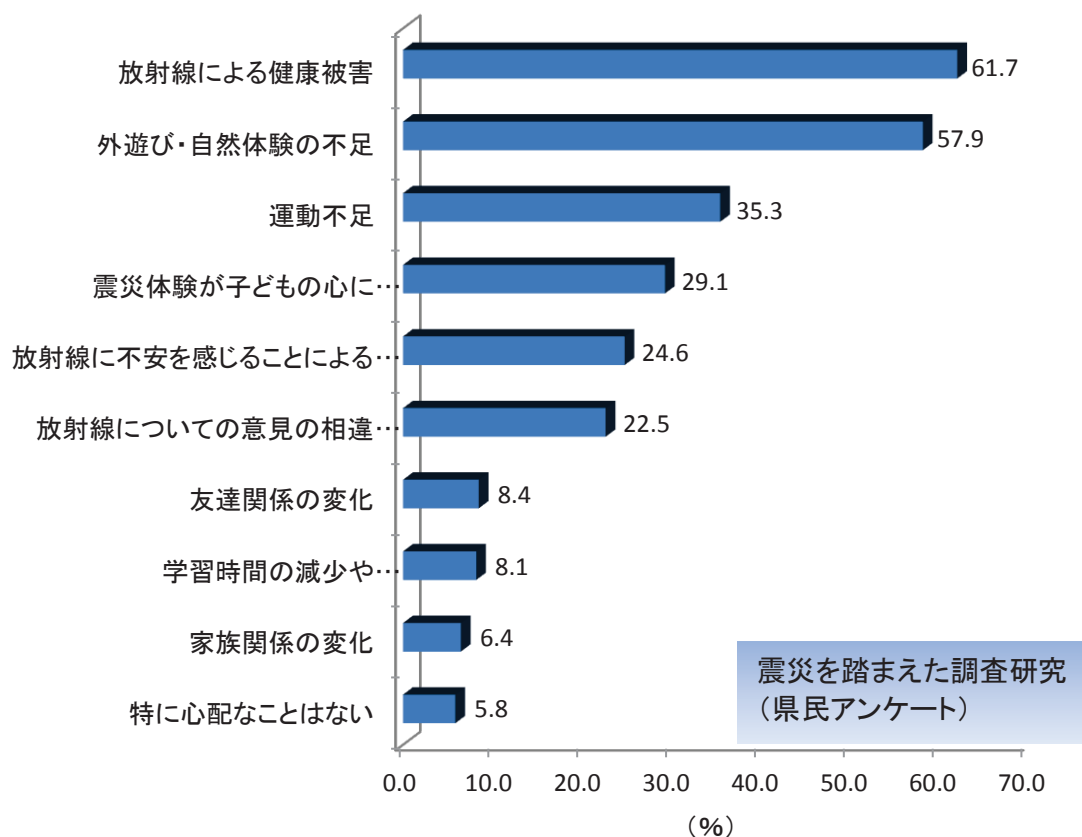
県では、東日本大震災の影響により、放射性物質による健康への不安など福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことから、震災後における県民の子育てに関するニーズ等を把握するため、平成25年度に公益社団法人こども環境学会と協力して「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究（以下「震災を踏まえた調査研究」という。）」を実施しました。

※ 震災を踏まえた調査研究

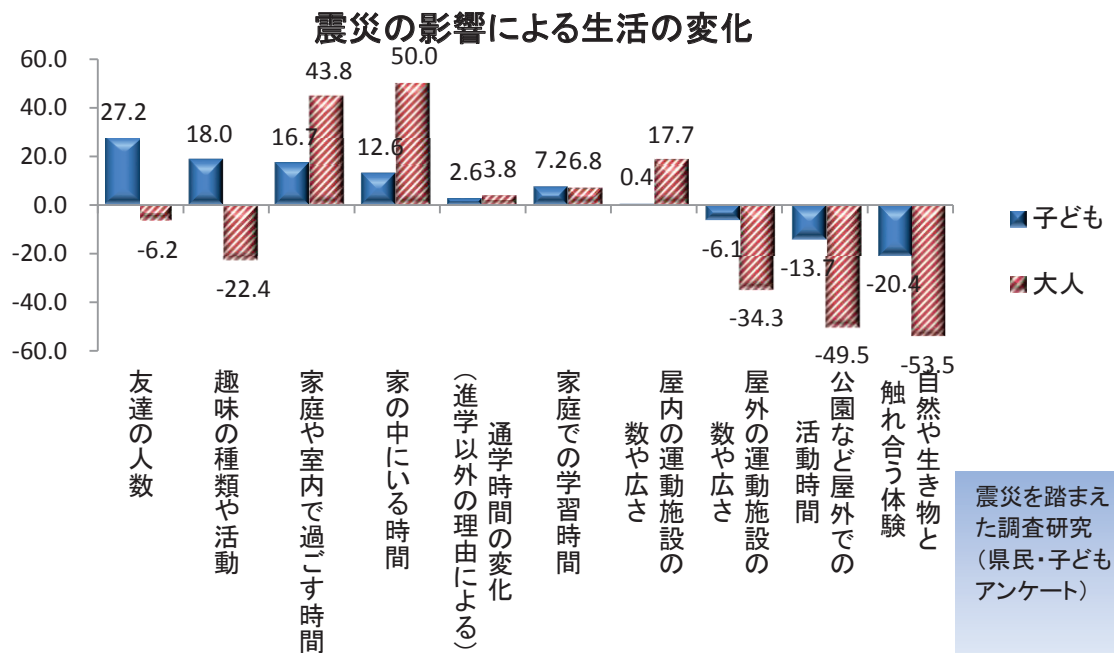
- ・ 県民アンケート（県民5,400人に郵送アンケート） 回収率33.4%
- ・ 子どもアンケート（小学5年生、中学2年生、高校2年生 計3,260人に学校よりアンケート配付） 回収率42.1%
- ・ 子育て支援団体等への聞き取り調査
- ・ 子ども参画によるアクションリサーチ（ワークショップ形式）

「震災を踏まえた調査研究」によると、震災による子どもへの影響で心配なこととして「放射線による健康被害」と「外遊び・自然体験の不足」がいずれも6割近く挙げられています。

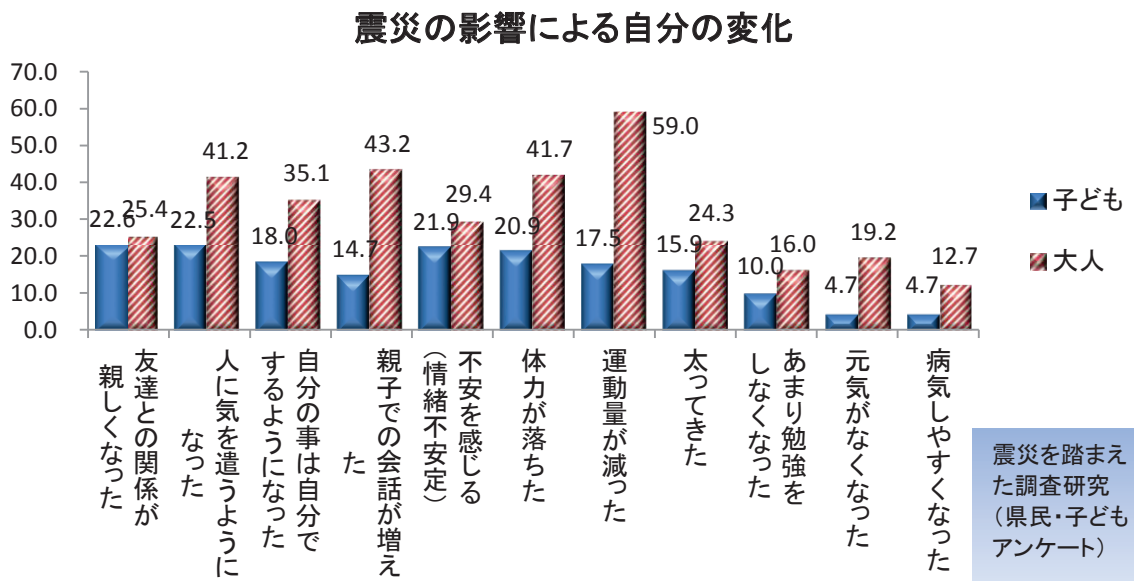
震災による子どもへの影響で心配なこと



また、震災の影響による子どもの日常生活の変化について、個人のデータを「増えた＝1点」「変化なし＝0点」「減った＝－1点」と点数化し、それをすべて合計したのち平均して出したのが下記のグラフです(すべての人が「増えた」と評価すると100点となる)。なお、県民アンケートと子どもアンケートは対象とする地域が少し異なっており、厳密に比較することはなかなか難しいですが、大人の方がマイナスの影響を大きく指摘する傾向が見られました。例えば、「友だちの人数」「趣味活動」を子どもは増えたとし、大人は減ったと答えていますし、大人は子どもより「家の中にいる時間」が増え、「屋外で活動する時間」が減ったと回答しています。

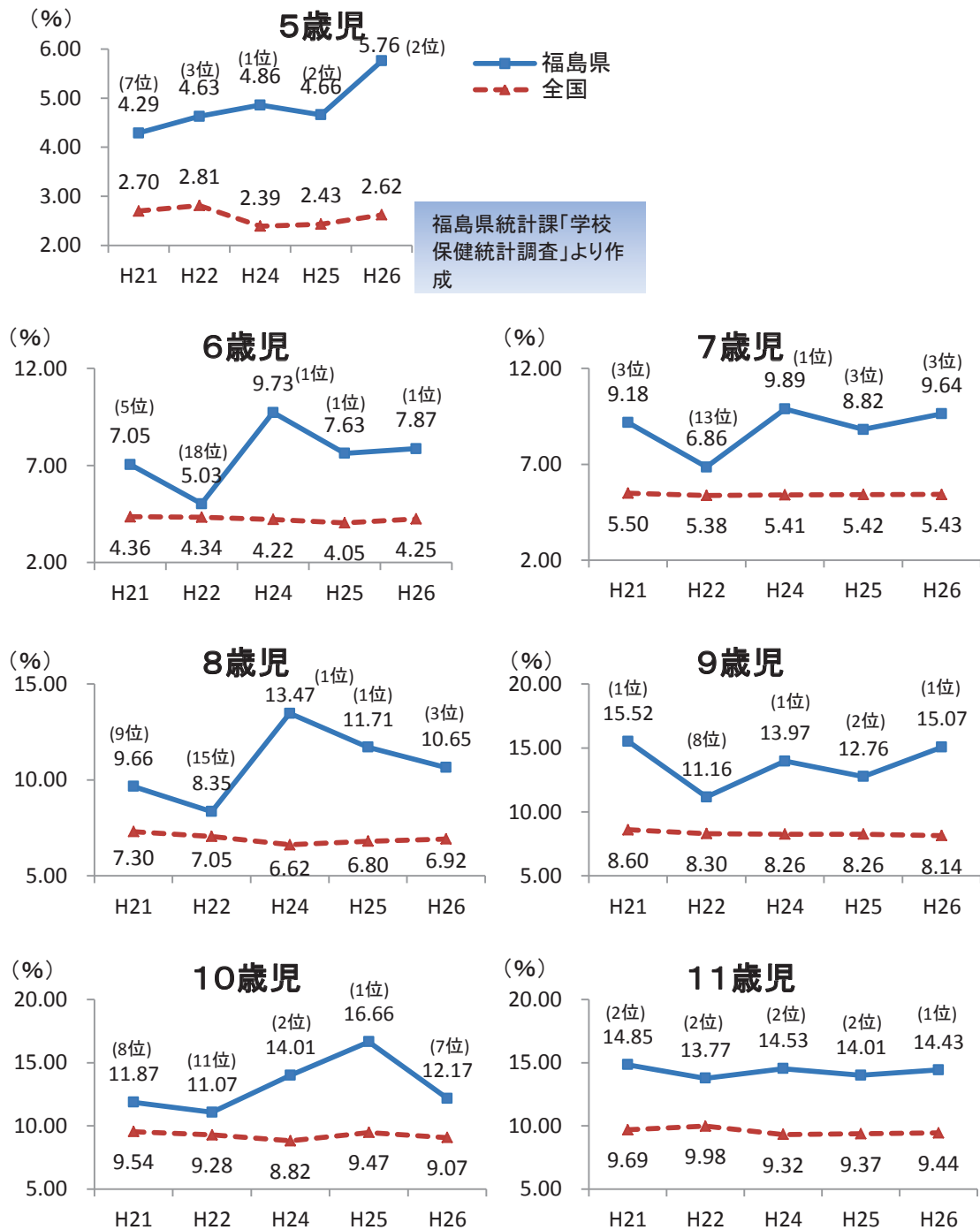


震災の影響による自分(子ども)の変化については、全般的に子どもと比べると大人の方が変化を感じている割合も多い傾向にあります。



(3) 子どもの肥満傾向

福島県においては、もともと子どもの肥満傾向が高い状況にありましたが、震災以降、特に小学生以下においてその傾向が顕著になっています。これは、放射性物質の拡散に伴う屋外活動制限等による運動不足が影響しているのではないかと考えられます。



※ 括弧書きは全国における順位。

※ 平成23年度は震災の影響により調査未実施、H26年度は速報値。

(4) 子どもや親のストレス状況

文部科学省が平成24年5月に被災7県の幼稚園から高校までを対象に実施した調査によると、東日本大震災の発生後（以下「震災後」という。）の子どもの様子として、心的外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われる症状など震災の影響と思われるストレス症状が見られたなどの回答の割合が福島県では特に高くなっています。

調査対象	項目	福島県	(参考)被災7県
保護者から見た震災後の子どもの様子（保護者調査）	PTSDが疑われる症状※ ¹ が見られた	22.9%	14.1%
	PTSDに関連する症状等※ ² が見られた	20.3%	12.9%
学校での震災後の子どもの様子（学級担任調査）	子どもに現れやすいストレス症状※ ³ が見られた	8.0%	4.9%
	災害後に現れることが多い反応※ ⁴ が見られた	9.7%	6.3%

文部科学省 「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」より

※1・・・震災前と異なる子どもの様子についての回答のうち、「災害のことを思い出して突然おびえたり、興奮や混乱することがある」「災害を思い出するような話題やニュースになると、話題を変えたり、その場から立ち去ろうとする」「無表情でぼんやりすることが多くなった」「物音に敏感になったり、イライラするようになった」

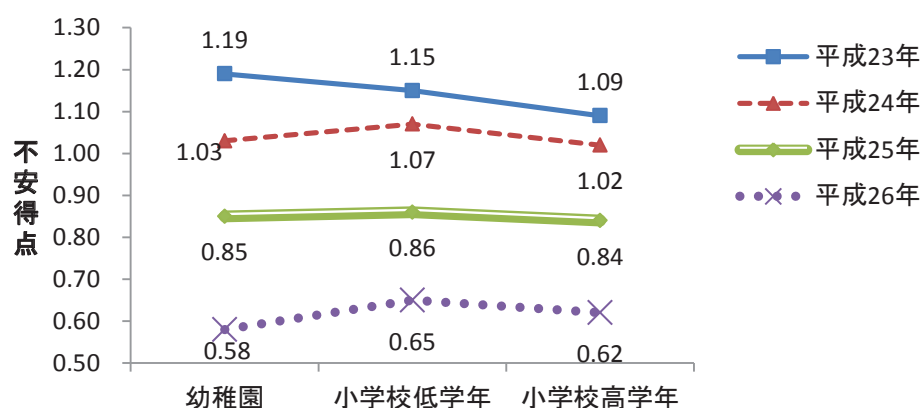
※2・・・震災前と異なる子どもの様子についての回答のうち、「よく甘えるようになった」「以前は一人でできていたことができなくなった」「外出を怖がるようになった」「学校を休みがちになった」

※3・・・食欲異常、睡眠不足、頭痛・腹痛等、持病の悪化、体のだるさ、元気がない、あまり話さない の7項目

※4・・・災害のことを思い出し動揺、災害を連想させる事柄や場面で話題を変えたりその場から立ち去る、喜怒哀楽がなくなり無表情、些細な音に過剰に警戒 の4項目

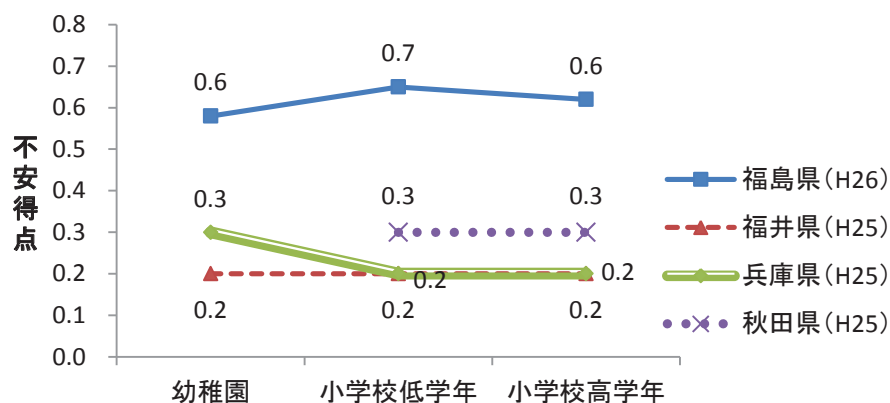
福島大学の災害心理研究所(旧 子どもの心のストレスアセスメントチーム)が平成23年6月～7月、平成24年1月、平成25年1月及び平成26年1月に福島市及び郡山市並びに他県(福井県、兵庫県、秋田県)で実施した親と子のストレス調査では、放射能不安や親子のストレスについて、時間経過とともに低下してきたものの、他県と比べれば依然として高い状態にあること、「子どもの外遊び」については多くの保護者がさせるようになった一方、「飲み物」「食品の産地」への不安は変わらず高い状況にあることが報告されています。

保護者の放射能不安(経年変化)



福島大学災害心理研究所
「親と子のストレス調査」

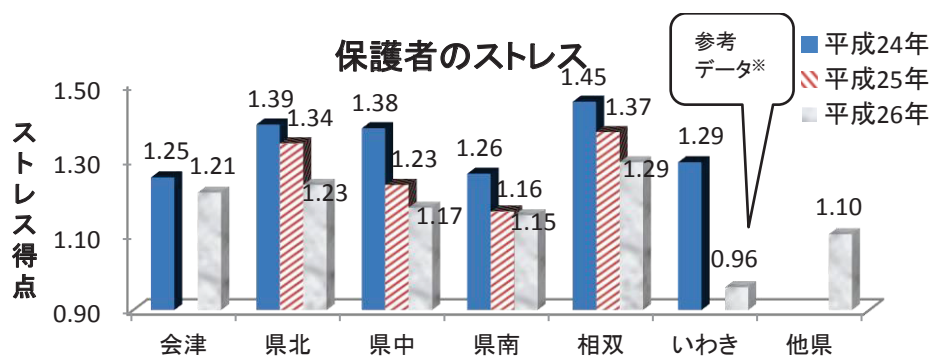
保護者の放射能不安(他県との比較)



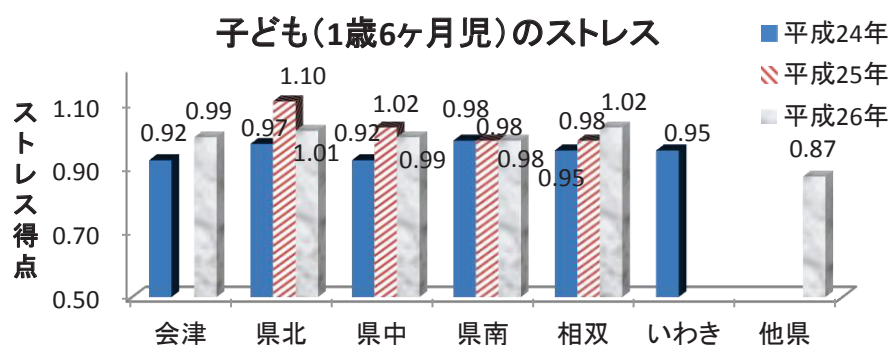
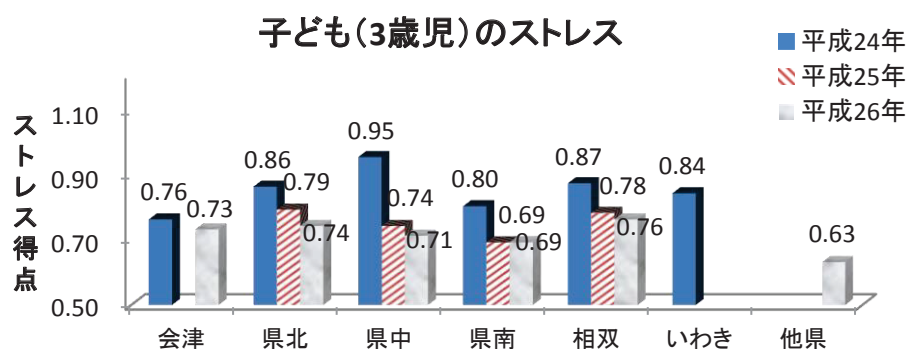
福島大学災害心理研究所
「親と子のストレス調査」

※ 不安得点・・・例) 外遊び 「させる」 0点、「ときどき」 1点、「させない」 2点として評価した 全9項目の平均値

また、同研究所が県児童家庭課と共同で、県内全域の3歳児健診・1歳6ヶ月児健診において実施したストレス調査によると、放射線量の高低により保護者の不安やストレス度合い、3歳児のストレス度合いに地域差が出ており、県内の子育て世帯が放射線量により不安やストレスを感じていることが明らかになってきています。



※ H26 のいわきについては、4ヶ月児の保護者だけのデータ。



福島大学災害心理研究所
「乳幼児の保護者と幼児の心理的ストレス」

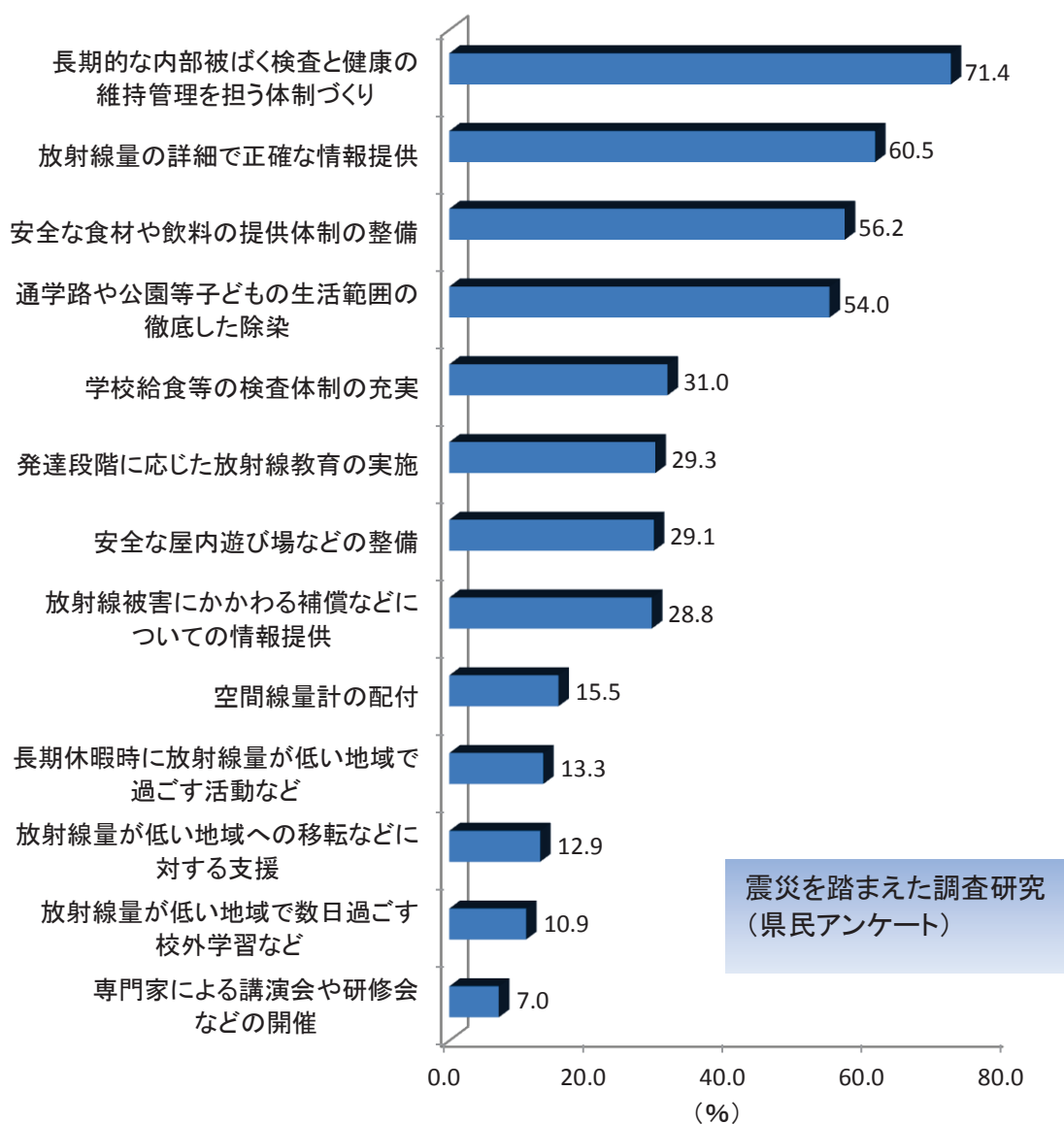
※ ストレス得点・・・例) 気分が落ち込むことがある 「まったくない」 0点、「あまりない」 1点、「ときどき」 2点、「よくある」 3点として評価した全8項目の平均値

※ 会津の H25、いわきの H25・26、他県の H24・25 については調査未実施

(5) 期待される子どもへの放射線対策

子どもの放射線への対応策について重要と考える施策については、長期的な子どもの健康維持管理体制、放射線量の正確な情報提供、安全な食材等の提供体制や生活範囲の除染などへの期待が高くなっています。

重要に思う子どもへの放射線対応策



2 少子化の動向

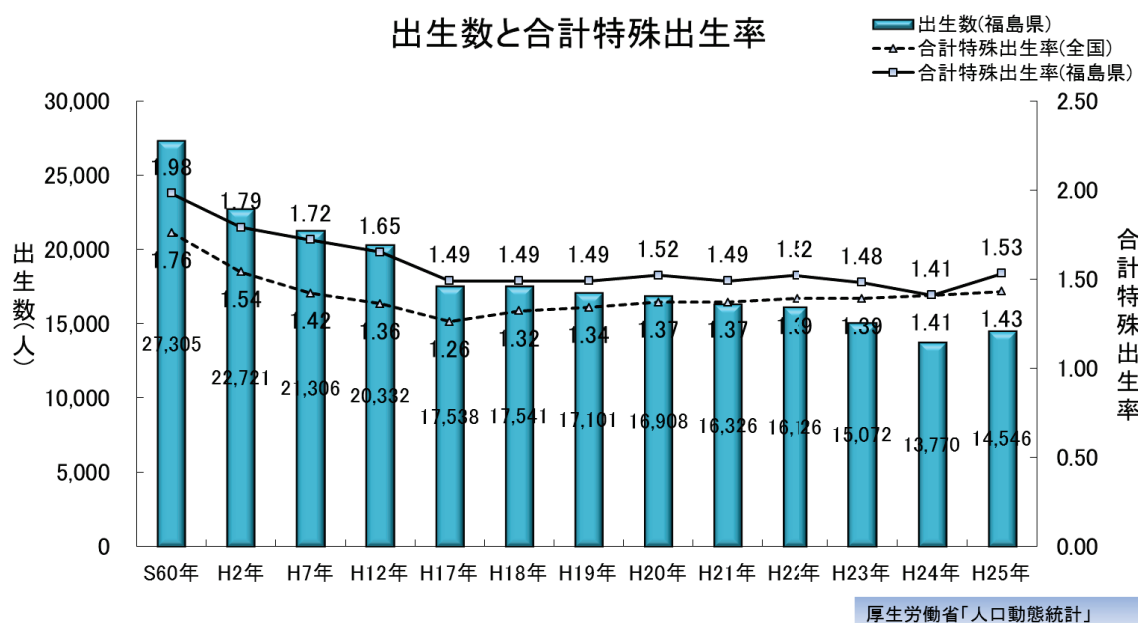
(1) 少子高齢化の進行

① 出生数と出生率の低下

福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの約7万3千人（全国約269万7千人）をピークに急減し、その後、第2次ベビーブームに当たる昭和48年、49年頃に3万2千人台（全国約209万2千人）まで回復しましたが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響もあり1万4千人を下回るまでに減少しました。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、現在の人口を維持するのに必要な水準が2.07とされる中、昭和の終わり頃2.0に近い数字であったものの近年は大幅に下回っており、平成24年には全国と同数値の1.41まで落ち込みました。

平成25年には出生数が前年比776名増加し、合計特殊出生率も1.53（全国1.43）と震災前の水準まで回復するなど明るい兆しが見えましたが、依然として少子化が進行している状況にあります。

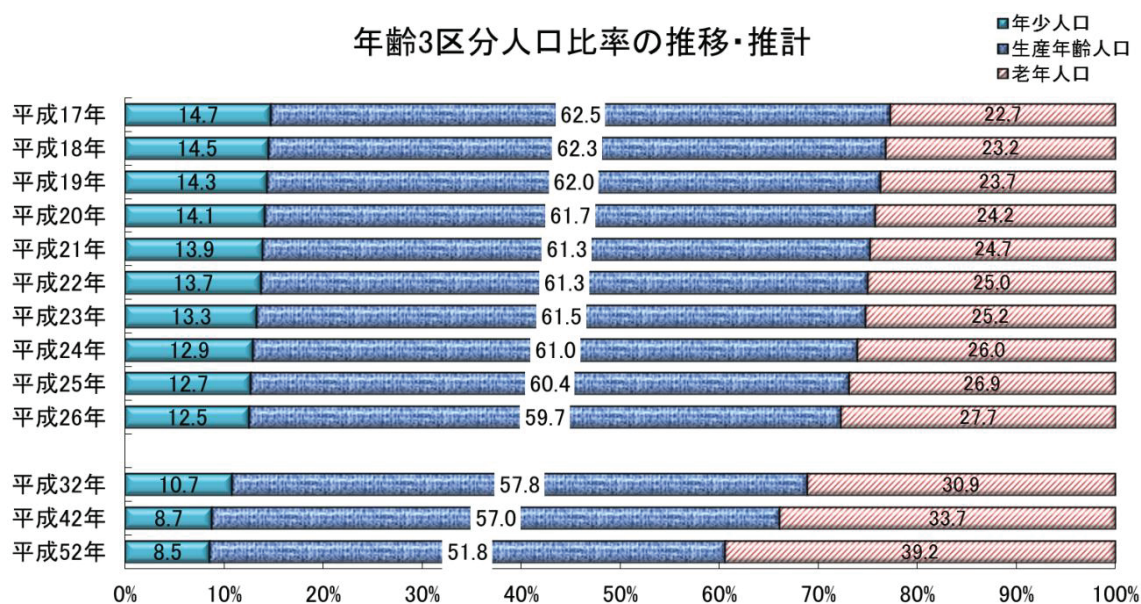


② 年少人口と老年人口の推移

年少人口（0 から 14 歳）が減少するとともに、老年人口（65 歳以上）が増加することにより、少子高齢化が進行しています。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下し、平成 26 年 10 月 1 日現在で、12.5 パーセントとなっています。一方で、老年人口の割合は年々増加し、27.7 パーセントとなっています。

平成 8 年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、特に、東日本大震災の影響により子育て世帯の減少に拍車がかかっていることから、今後もさらに拡大することが見込まれます。



平成26年まで…総務省「国勢調査」、県統計調査課「福島県の推計人口」
平成32年から…県総合計画「ふくしま新生プラン」における人口試算(人口減少幅最大シナリオ)

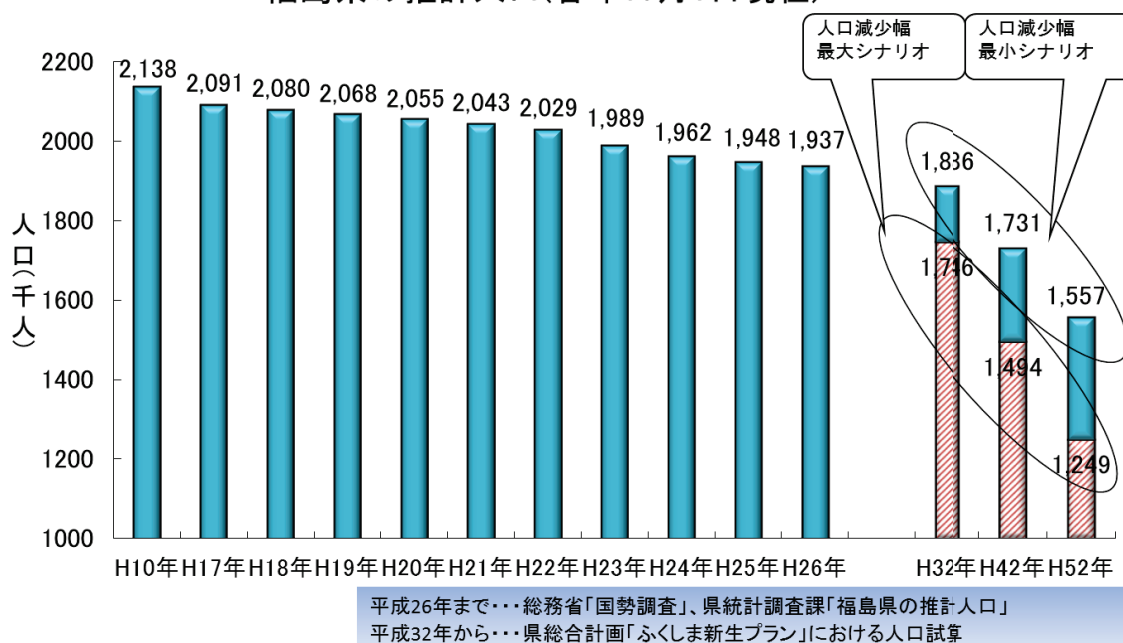
③ 将来の人口

少子化の進行や流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は平成10年1月の213万8千人をピークに減少傾向にあります。

特に、東日本大震災の影響により人口減少に拍車がかかっており、平成26年は193万7千人（震災前の平成22年比△9万2千人）となっています。住民票の異動を伴わないものを含めると、さらに減少幅は大きいものと推測されます。

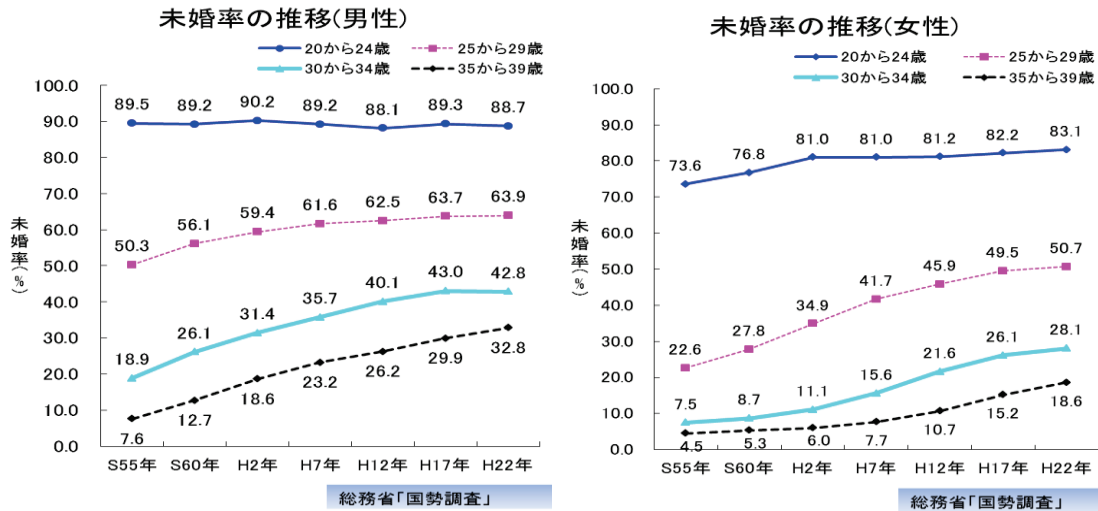
また、県総合計画「ふくしま新生プラン」における県内人口試算では、平成52年において、県外避難者全員が県内に帰還する想定で人口減少幅を最も小さく見込んだ場合は155万7千人、県外避難が長期化し人口減少幅を最も大きく見込んだ場合は124万9千人としています。

福島県の推計人口(各年10月1日現在)



(2) 未婚化・晩婚化の進行

福島県の未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いては全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきています。男女とも、30歳代の未婚率の上昇が目立ちます。

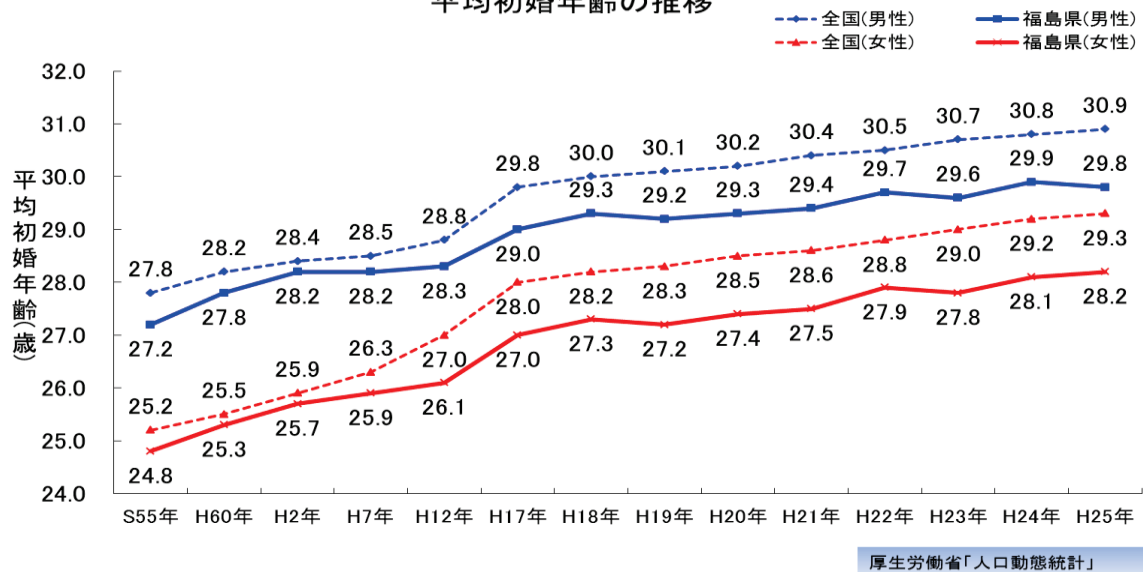


未婚率推移(福島県と全国の比較) (%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年
男性	福島県	89.5	88.7	50.3	63.9	18.9	42.8	7.6	32.8
	全国	91.5	91.4	55.1	69.2	21.5	46.0	8.5	34.8
女性	福島県	73.6	83.1	22.6	50.7	7.5	28.1	4.5	18.6
	全国	77.7	87.8	24.0	58.9	9.1	33.9	5.5	22.7

また、平均初婚年齢は、平成25年で男性は29.8歳（全国30.9歳）、女性は28.2歳（全国29.3歳）といずれも全国で最も低くなっていますが、年々高くなってきています。

平均初婚年齢の推移



(3) 結婚や出産に関する社会環境の変化

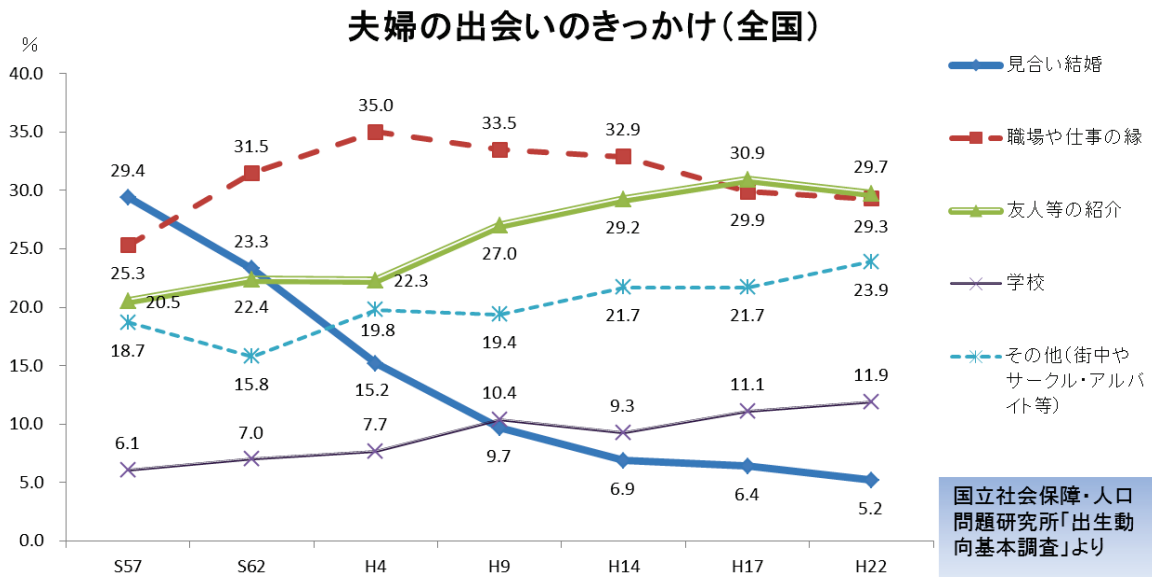
① 独身でいる理由

平成20年度に福島県が実施した少子化・子育て環境現況把握のための県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）によれば、未婚者が独身でいる理由として、「理想の相手にまだめぐり会えない」（45.3%）「異性と出会う機会そのものがない」（29.4%）あわせて7割以上の方が出会いのきっかけの問題について回答しています。

また、「独身の自由さや気楽さを失いたくない」（31.4%）など独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよいという意識があることもうかがえます。

② 周囲のお世話の減少

既婚者の結婚のきっかけを見ると、お見合い結婚が大幅に減少するとともに、職場や仕事の縁による結婚も徐々に減少してきており、出会いの環境が変わってきていることが分かります。



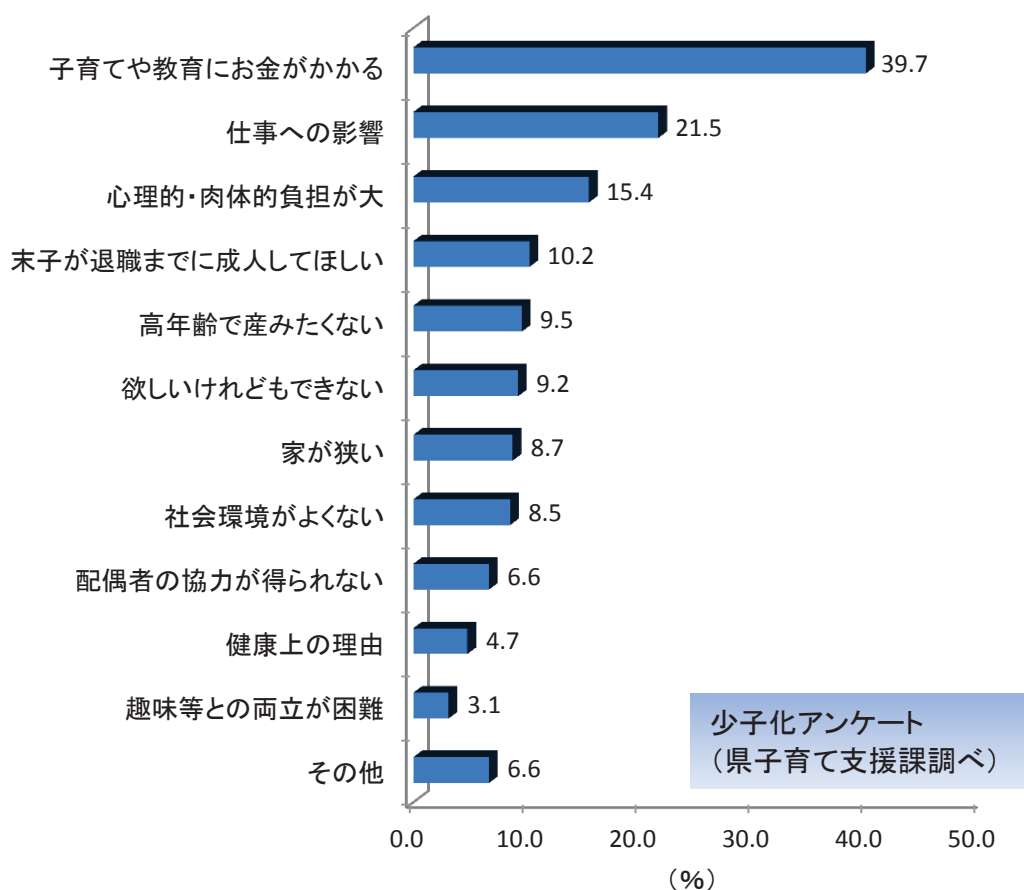
③ 理想と実際に持とうと考える子どもの数

理想の子どもの人数と実際に持とうと考えている子どもの人数について調査した県子育て支援課によるアンケート（平成26年9月～10月）によると、理想の子どもの人数は、平均2.76人（全国2.42人※）となっていますが、実際に予定する人数は平均2.03人（全国2.07人）と減少しています。

その理由としては、「子育てや教育にお金がかかる」「仕事への影響」「心理的・肉体的負担が大」などが挙げられています。

※ 全国の数字は、国立社会保障・人口問題研究所「2010年出生動向基本調査」による。

理想の人数の子どもを持たない理由



(4) 結婚や子育てと仕事の両立の負担感

① 未婚者の意識

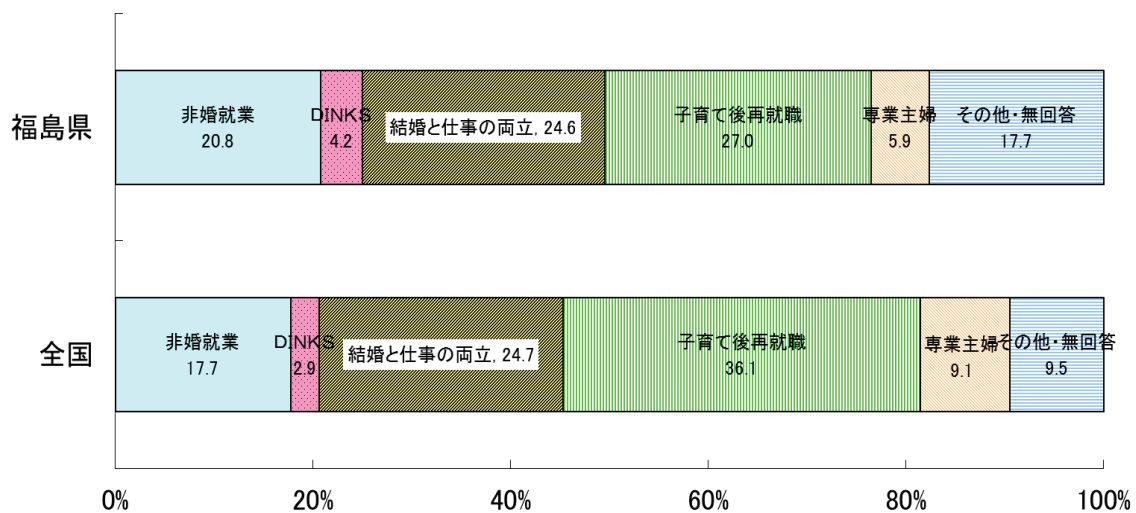
県民意識調査によれば、独身でいる理由として、男女ともに「理想の相手にまだめぐり合えないから」が最も多く回答されていますが、男性では「結婚資金が足りないから」、女性では「独身の自由さや気楽さを失いたくない」「仕事と家事・育児を両立させる自信が無い」といった回答が多く挙げられており、男女差が現れています。

② ライフコース

県民意識調査で、未婚女性を対象に聞いた結果、それぞれが今後たどると考えているライフコースの集約結果は下記のとおりです。

全国の同種の調査結果と比較すると、結婚しないで働き続ける意向がやや高い一方で子育て後に再就職する意向が低く、再就職に対する厳しい認識が見られ、また、専業主婦志向は低いことがうかがえます。

未婚女性を対象に聞いたそれぞれが今後たどると考えているライフコース



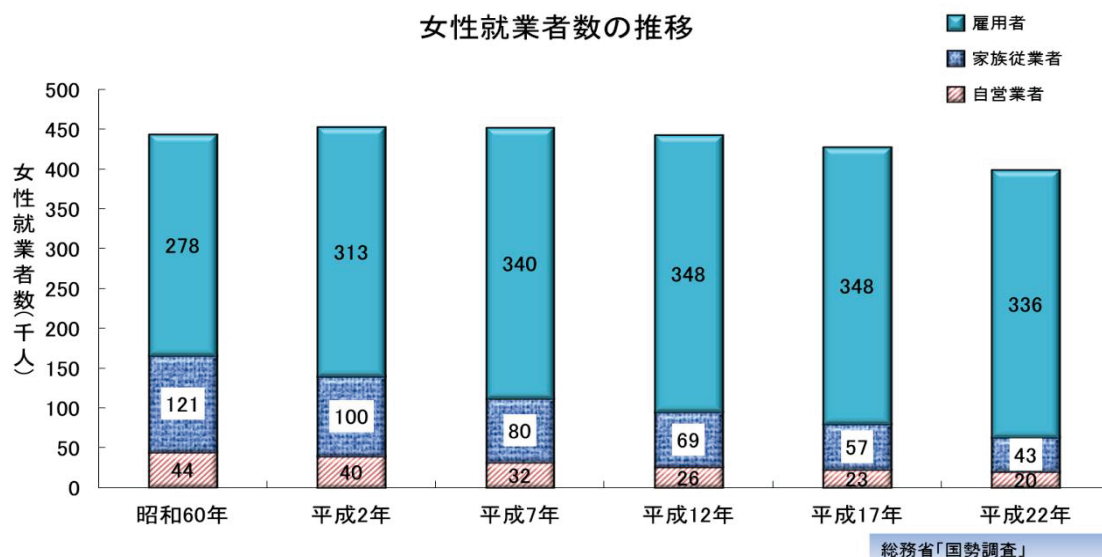
県子育て支援課「県民意識調査」
国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(平成22年6月)」

※ DINKS : Double Income No Kids の略。

二重の収入があり子どもを持たない夫婦の意味

③ 女性の社会進出

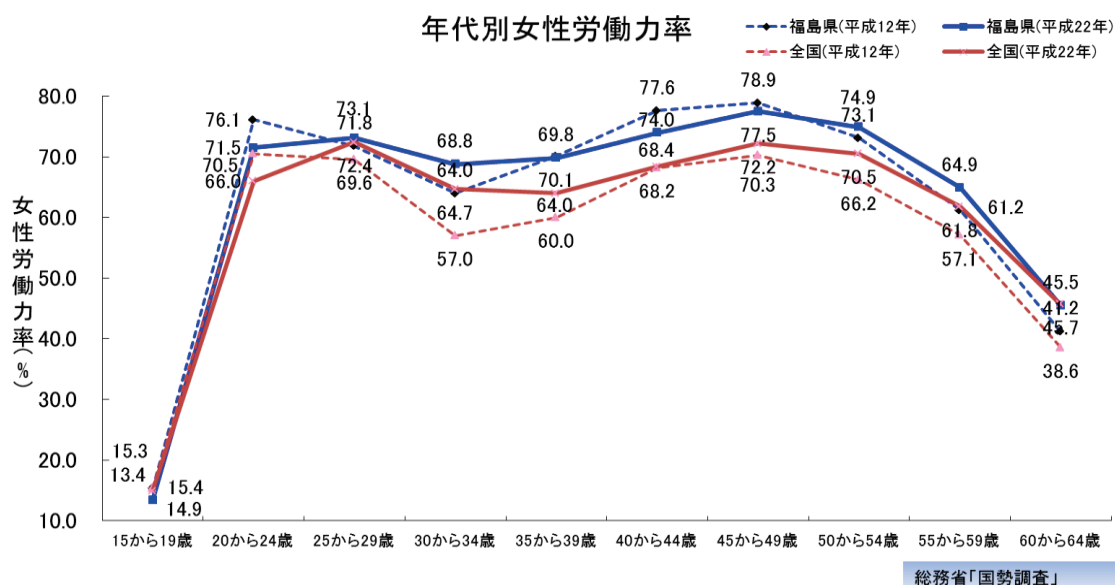
女性の就業者数は、従業上の地位別にみると、昭和60年に比較して平成22年は、家族従業者が12万1千人から4万3千人に減少し、一方で、会社などに勤めている雇用者は27万8千人から33万6千人に増加しており、女性の社会進出が進んでいます。



④ 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低いM字型について、年々谷が上昇しているものの、引き続きその傾向は現れており、現在も結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後再就職する女性が多いことが分かります。

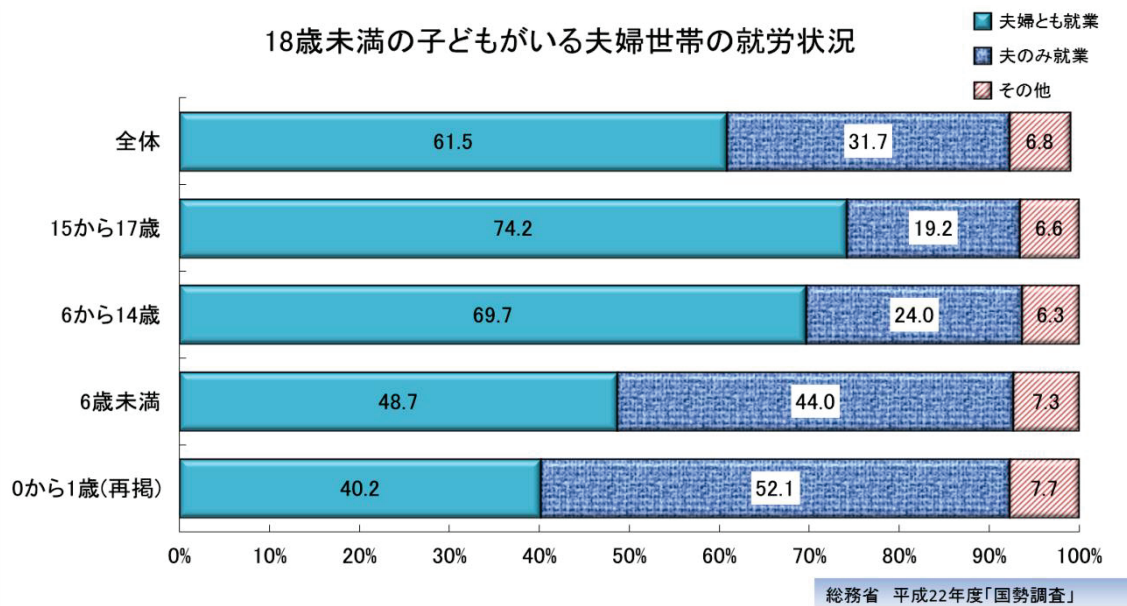
全国と比較すると、20歳から60歳の各年齢層で福島県の方が高くなっています。



⑤ 子どものいる世帯の共働きの状況

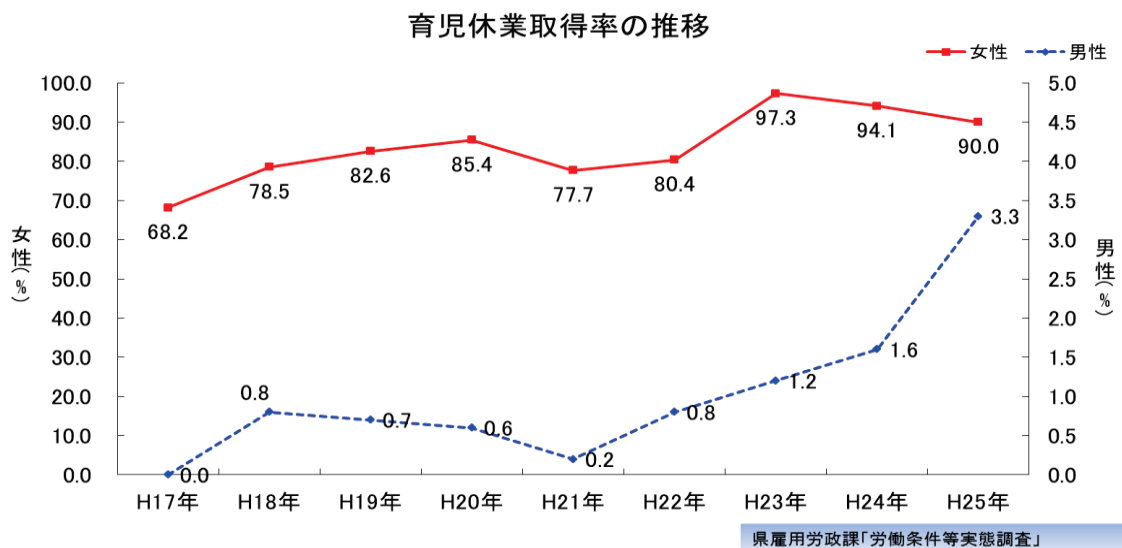
平成22年の国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯約15万8千世帯のうち、夫婦共働きの世帯は約9万7千世帯、61.5パーセントとなっています。

共働き率を子どもの年齢でみると、6歳未満の子どものいる世帯では、48.7パーセント、6歳から14歳の子どものいる世帯では69.7パーセントに達し、子どもが小学校に入学すると母親の就労率が高くなることが分かります。一方、0歳から1歳の乳児がいる世帯では、40.2パーセントと低くなっています。



⑥ 育児休業の取得状況

県内の育児休業取得率の推移を見ると、女性については、90%代を維持する等取得が進んでいますが、男性においては取得が進んでいるものの、女性の90.0%に対して3.3%にとどまっている状況です。



(5) 若者の経済力の低下

15 歳から 29 歳の若者の労働力人口に占める完全失業者の割合は、平成 2 年以降生産年齢全体（15 歳から 64 歳）を上回って推移しています。

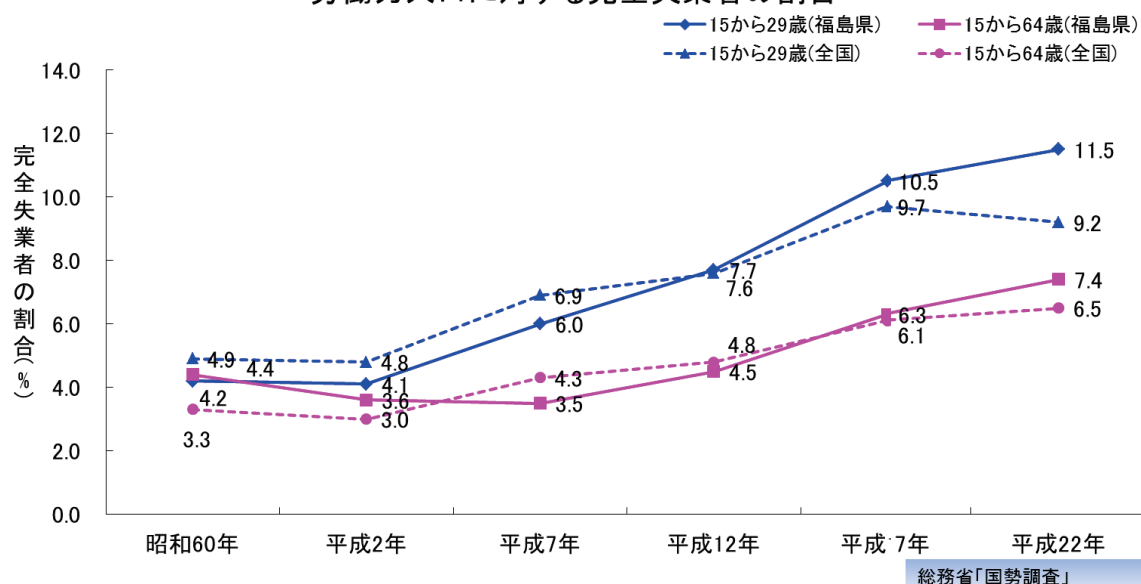
また、その伸びも生産年齢全体に比べて大きくなっていると同時に、平成 12 年以降は全国よりも高い割合で推移しています。

特に、平成 22 年の国勢調査によると、15 から 29 歳の雇用者のうち派遣社員や臨時雇用の割合は 31.5 パーセント（全国 35.1 パーセント）であり、全国よりは低いものの、生産年齢全体におけるその 30.1 パーセント（全国 28.1 パーセント）より高くなっています。

こうしたことから、若者の就業状況は安定しておらず、経済力も低下していると考えられます。

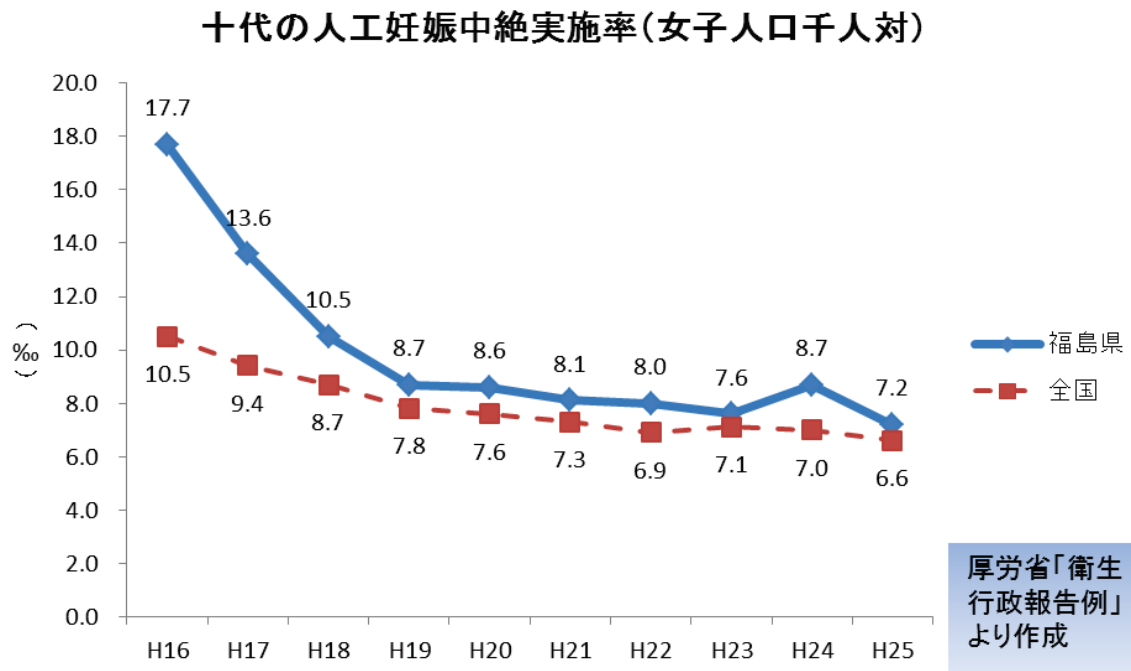
若者が家庭を築き子どもを生み育てていく事ができるよう、安定した就労を支援していく必要があります。

労働力人口に対する完全失業者の割合



(6) 十代の人工妊娠中絶実施率の状況

十代の人工妊娠中絶実施率については、近年は減少傾向にあるものの、依然として全国平均を上回る水準で推移しています。



※ 平成22年度は、相双保健福祉事務所管内を除く。

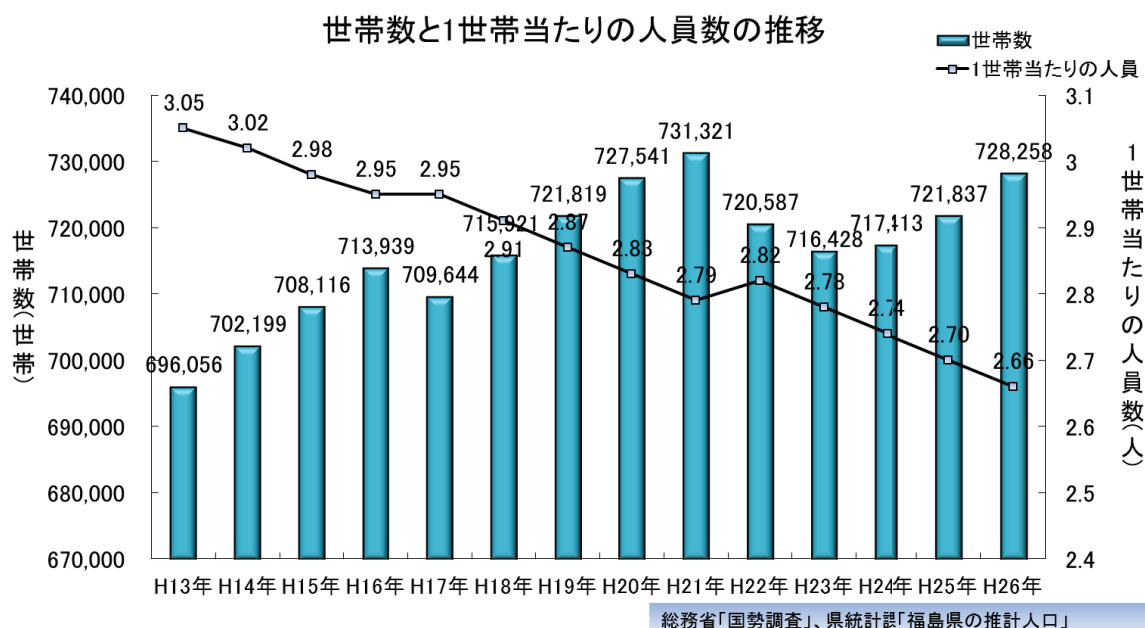
3 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の孤立化

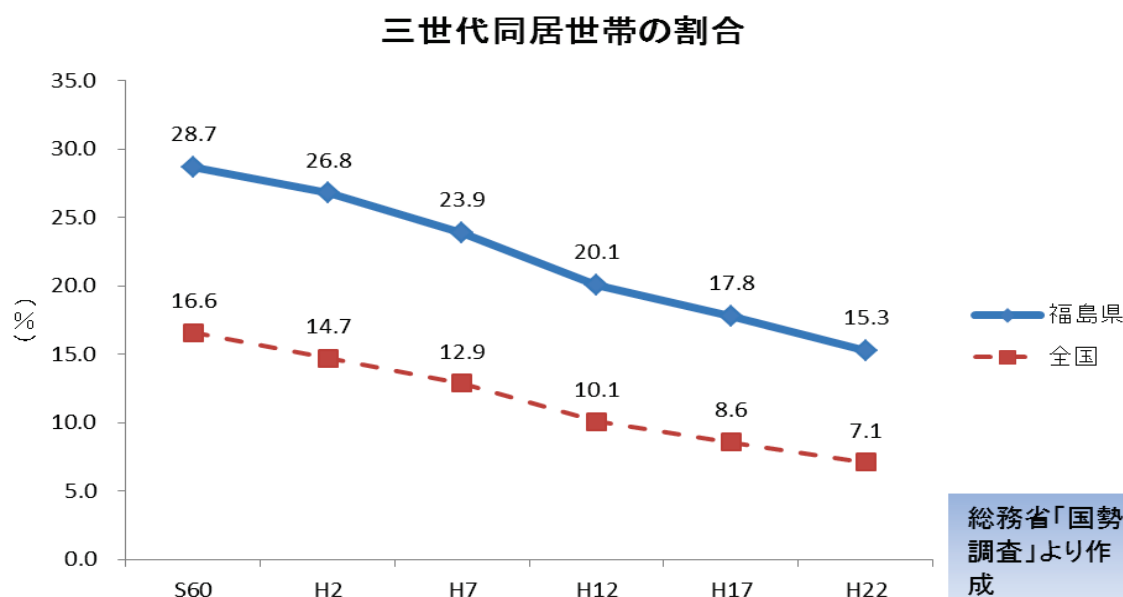
① 世帯の状況

世帯数は、東日本大震災の影響等により一時減少しましたが、緩やかに増加している一方、1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行しています。

また、福島県は全国に比べて三世帯同居率が高くなっていますが、それも年々減少してきている状況です。



※ H17、22の世帯数減少は、国勢調査による統計数値の修正が主要因。

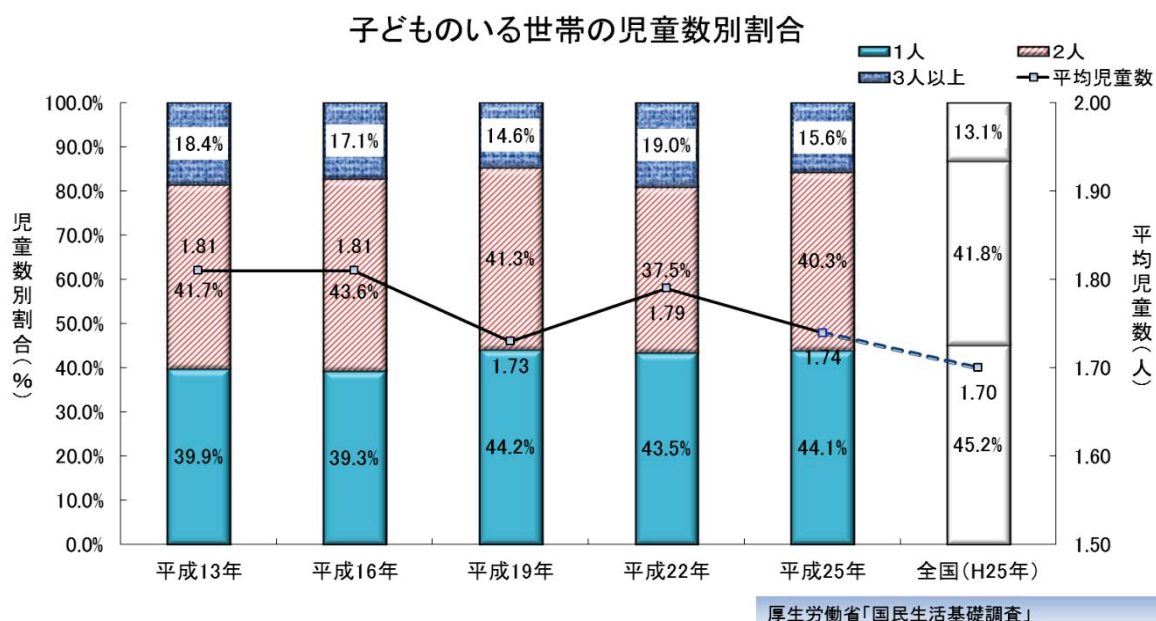


② 子どものいる世帯の状況

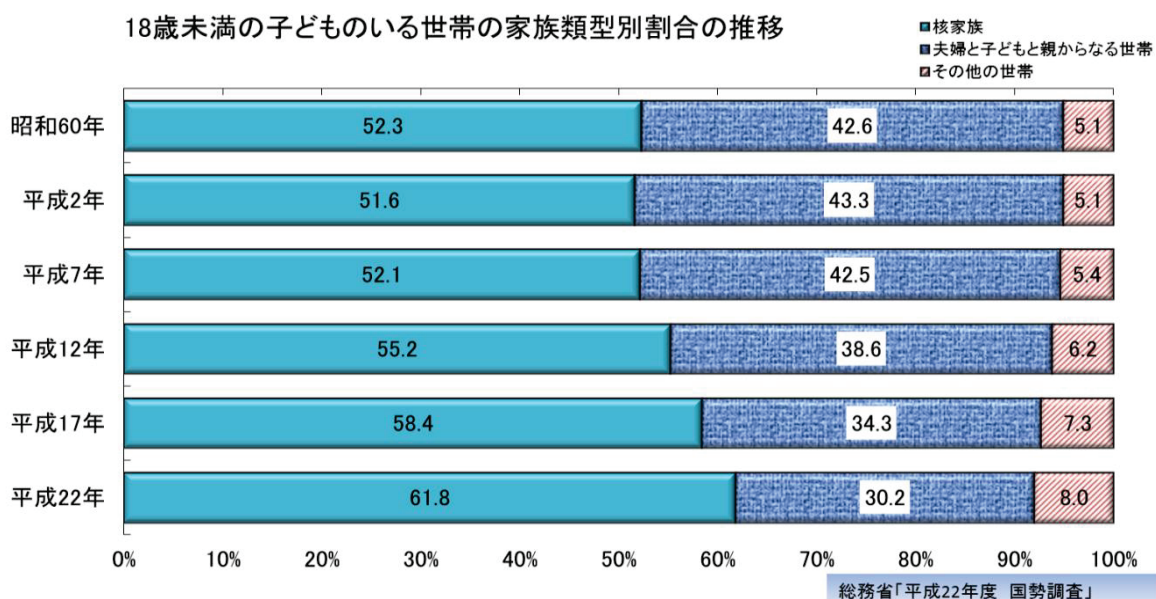
18歳未満の子どものいる世帯は、年々減少し、平成25年には26.5%となっています（全国24.1%）。

1世帯の平均児童数は、概ね横ばいで推移し、平成25年には1.74人となっています。

福島県は、全国と比べると3人以上の子どものいる世帯の割合が高い状況にあり、平均児童数もやや高めになっています。



また、18歳未満の子どものいる世帯の61.8パーセント、6歳未満の子どものいる世帯の65.0パーセントが核家族世帯となっており、いずれも年々増加傾向にあります。

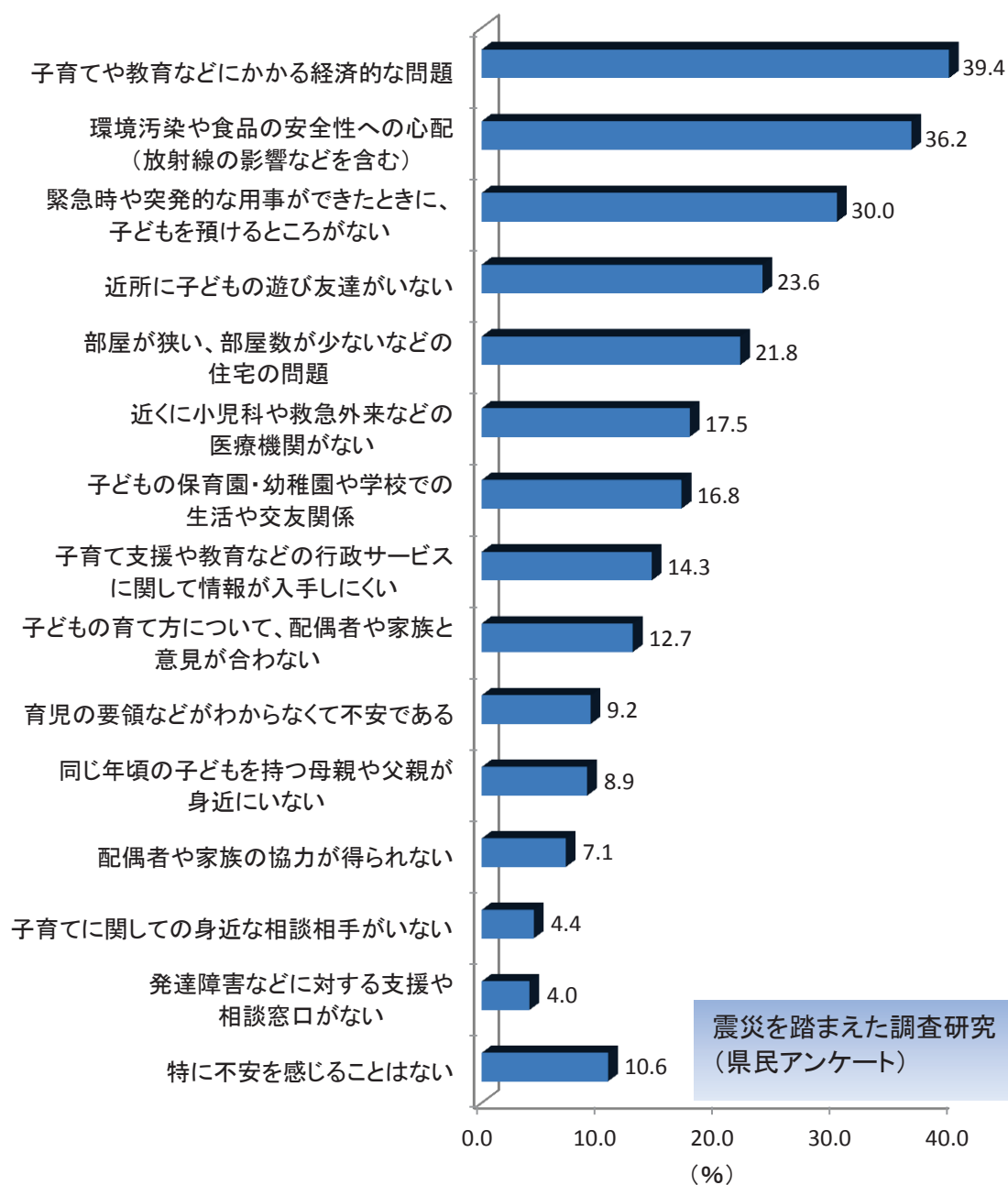


(2) 子育てに関する意識

① 子育てへの不安

子どものいる人が子育てに関することで困ることについては、経済的問題や食品の安全性が多くなっていますが、緊急時等に子どもを預けるところがない、近所に子どもの遊び友達がいない等も挙げられています。

子育てで不安を感じること



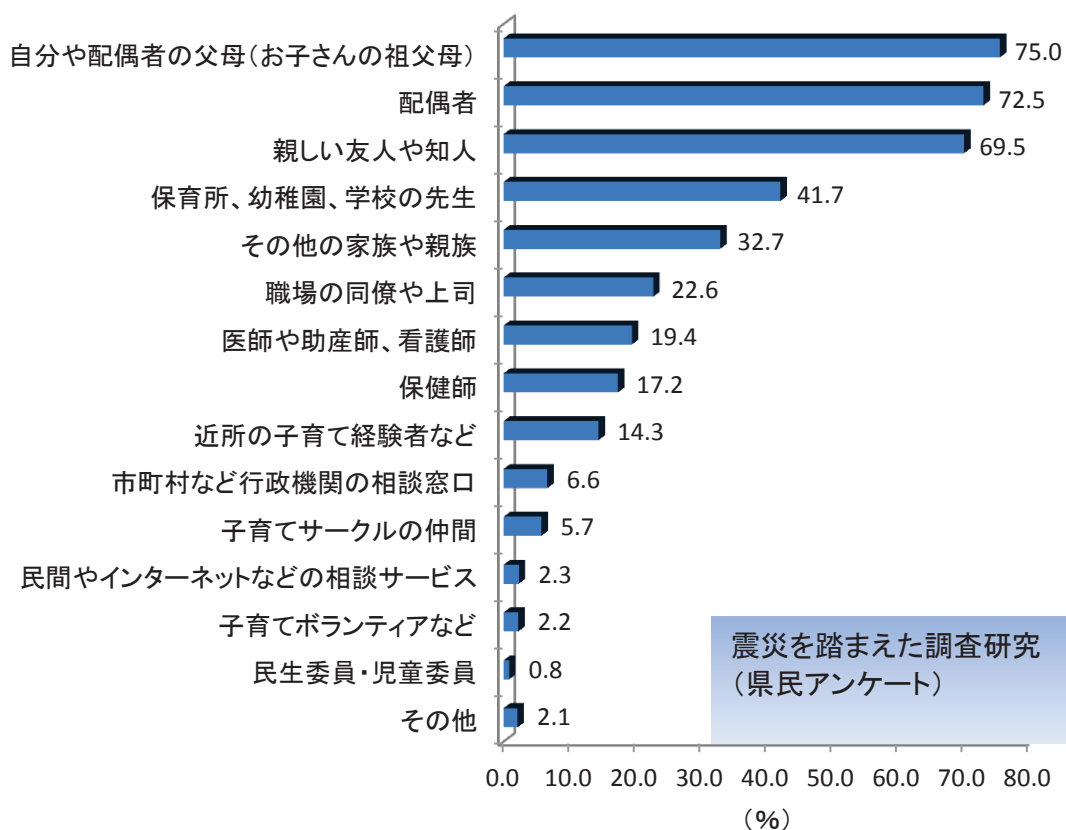
② 子育てに関する相談

「震災を踏まえた調査研究」において、子育てについて「相談した」方は 75.8 パーセントで、子どもの年齢が低いほど割合は高くなっています。一方、「相談先が分からない」「相談する人がいない」という方もいて、孤立化を深めている状況がうかがえます。

相談相手としては、自分・配偶者の父母や親しい友人知人など身近な家族や友人が7割以上を占めています。

また、どのような相談先がよいか、との質問においても、日常的で身近な人を求める回答が多く寄せられています。

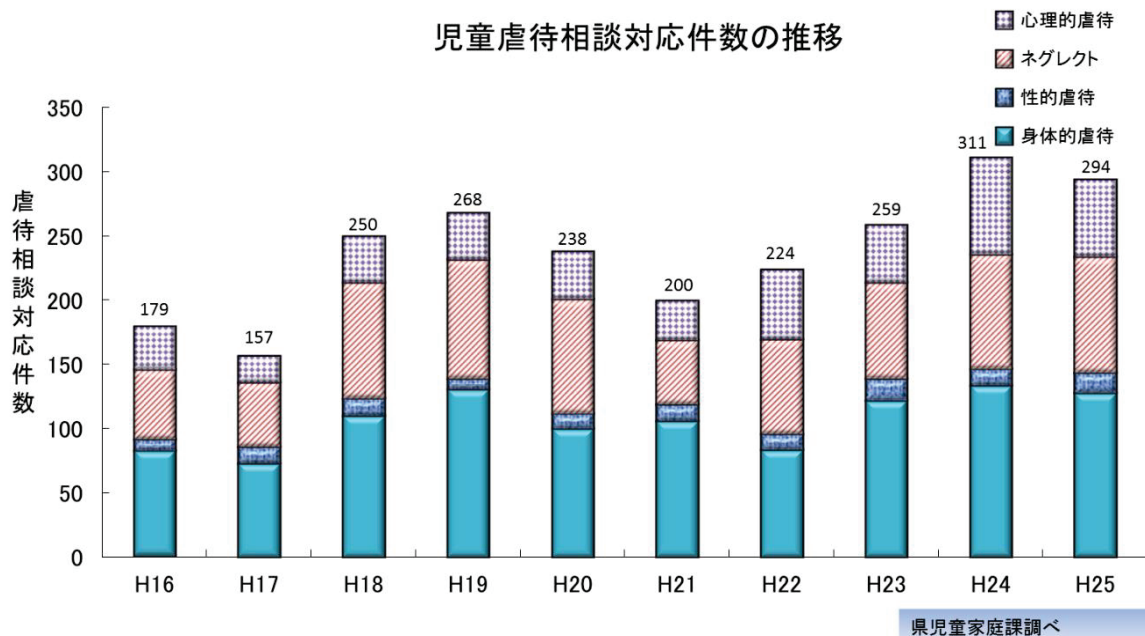
子育てに係る相談相手



(3) 児童虐待やいじめの状況

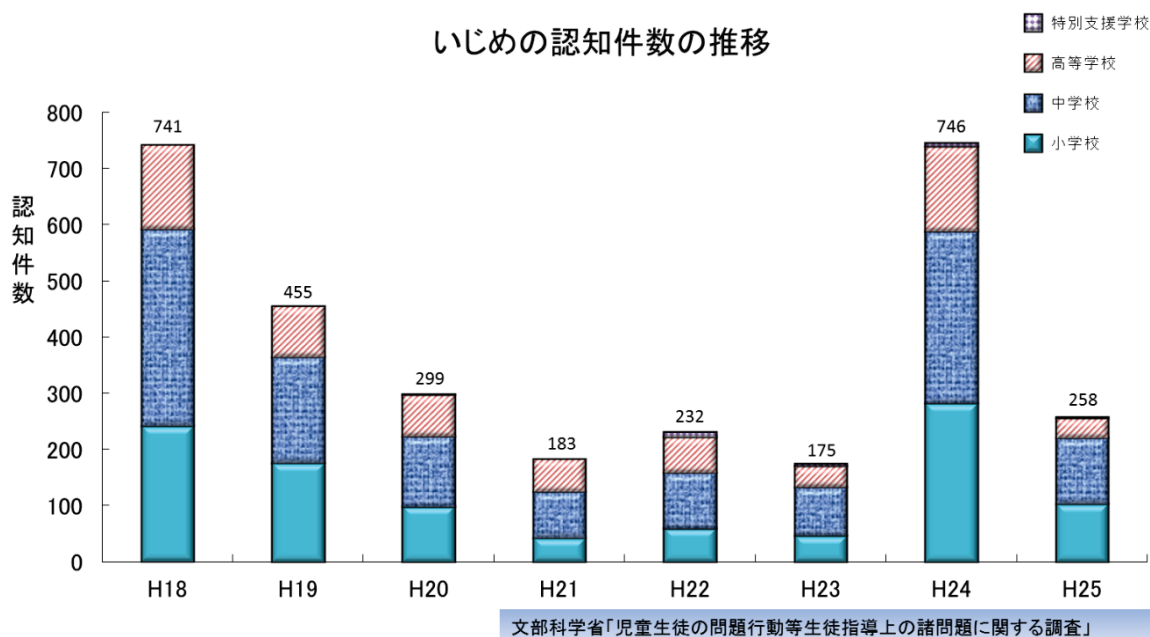
① 児童虐待相談対応状況

児童虐待に関する相談状況については、近年は増加傾向にあります。



② いじめの状況

いじめの認知件数について、全国的には低い水準で推移していますが、潜在的ないじめの存在も懸念されるなど、相談体制の充実等対策強化が求められます。



※ 平成24年度は大津市の自殺問題を受けて社会問題化したため全国的に急増

4 子ども・子育て支援の状況

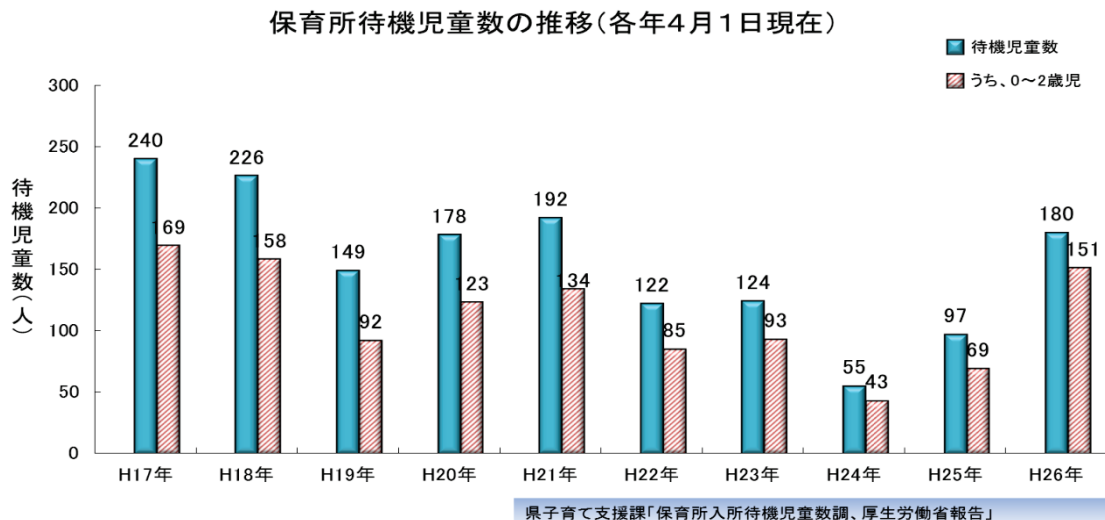
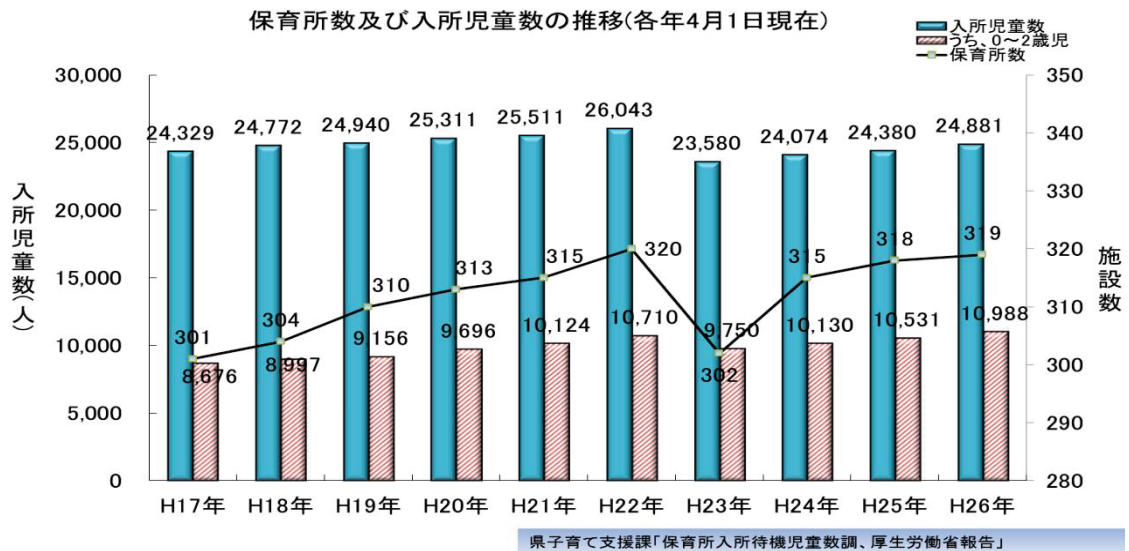
(1) 保育所、幼稚園等の利用状況

① 保育所の推移

認可保育所は、平成26年4月1日現在、54市町村に319箇所設置されています（震災の影響等により閉園中の施設を除く。）。

震災後、休園する保育所等が増え、入所児童数は一時期減少しましたが、徐々に増加してきており、平成26年の入所児童数は24,881人となっています（うち低年齢児（0から2歳児）10,988人）。

一方で、保育所の入所を希望しても定員の関係等で希望する保育所に入所できない待機児童は、入所児童数の減少等から震災後減少していましたが、平成26年には震災前の水準まで増えて、180人となっています。そのうち低年齢児については、83.9%と、全体の児童数の中で大きな割合を占めています。

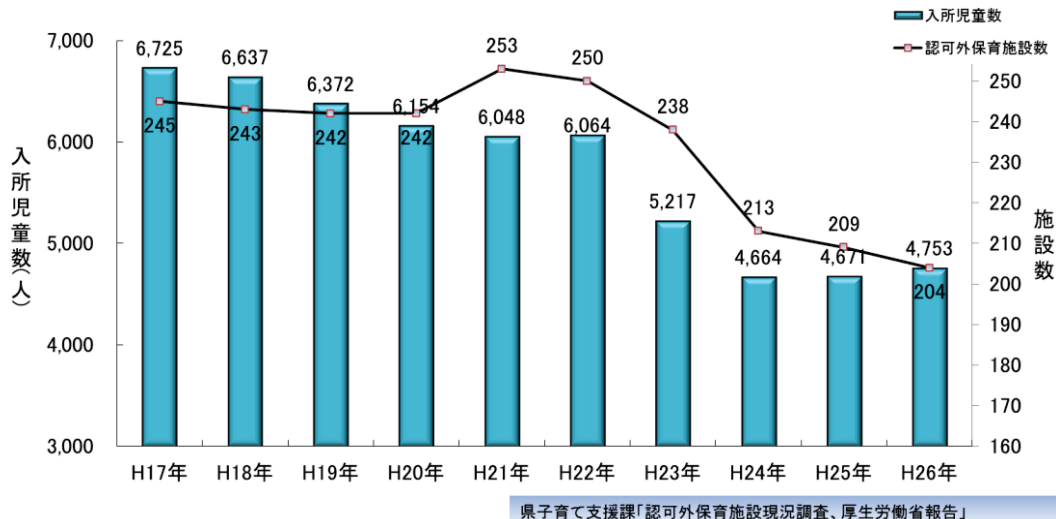


② 認可外保育施設の推移

認可外保育施設については、入所児童数はこれまでも減少傾向でしたが、東日本大震災の影響により平成23年以降は施設数・入所児童数ともに大きく減少しました。

しかし、平成26年において、認可保育所入所児童数と合わせた児童数全体の約16%が認可外保育施設に入所しており、引き続き重要な役割を担っています。

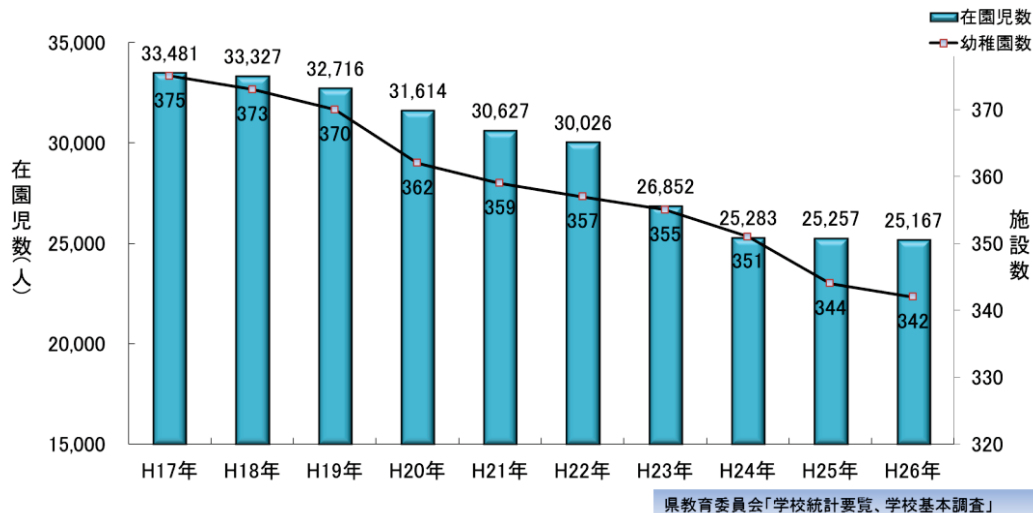
認可外保育施設数及び入所児童数の推移(各年3月31日現在)



③ 幼稚園の推移

幼稚園については、平成17年の375園・33,481人から、平成26年5月1日現在で342園・25,167人と、施設数、在園児数ともに減少傾向にあります。特に、東日本大震災の影響により、平成23年以降は園児数が大きく減少しています。

幼稚園数及び在園児数の推移(各年5月1日現在)

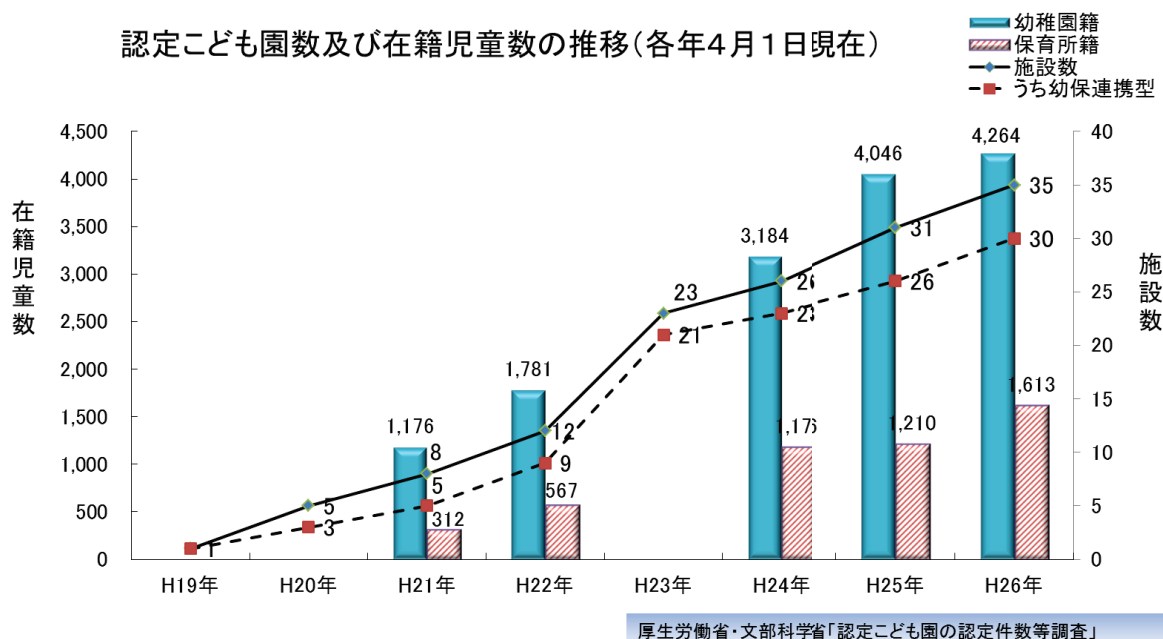


※ 平成26年は速報値

④ 認定こども園の推移

保護者の就労状況等にかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う認定こども園については、平成18年度に制度施行されて以来、平成26年には35施設が認定を受けており、幼稚園在園児において16.9%、保育所入所児童において6.5%を占めています。

平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度においては、幼保連携型について、学校と児童福祉施設の双方の位置づけを持つ単一の施設となります。



※ H23年は震災の影響により調査未実施、H19・20年は幼稚園保育所別の在籍児童数の調査項目がなかったため、施設数のみ表記。

※ 認定こども園とは、現行制度においては、幼稚園、保育所等のうち、県が定める認定基準を満たす施設として、知事から認定を受けたものをいい、従って、前出の幼稚園や保育所と施設数や児童数について重複しています。

※ 在籍児童数については、上記以外に幼稚園型認定こども園における認可外保育施設部分もあります。

⑤ 保育・幼児教育の施設環境や活動内容への満足度

「震災を踏まえた調査研究」によると、「放射線対策」や「保護者同士の情報交換・交流」、「園庭の施設設備や広さ」に対する満足度が低めでした。

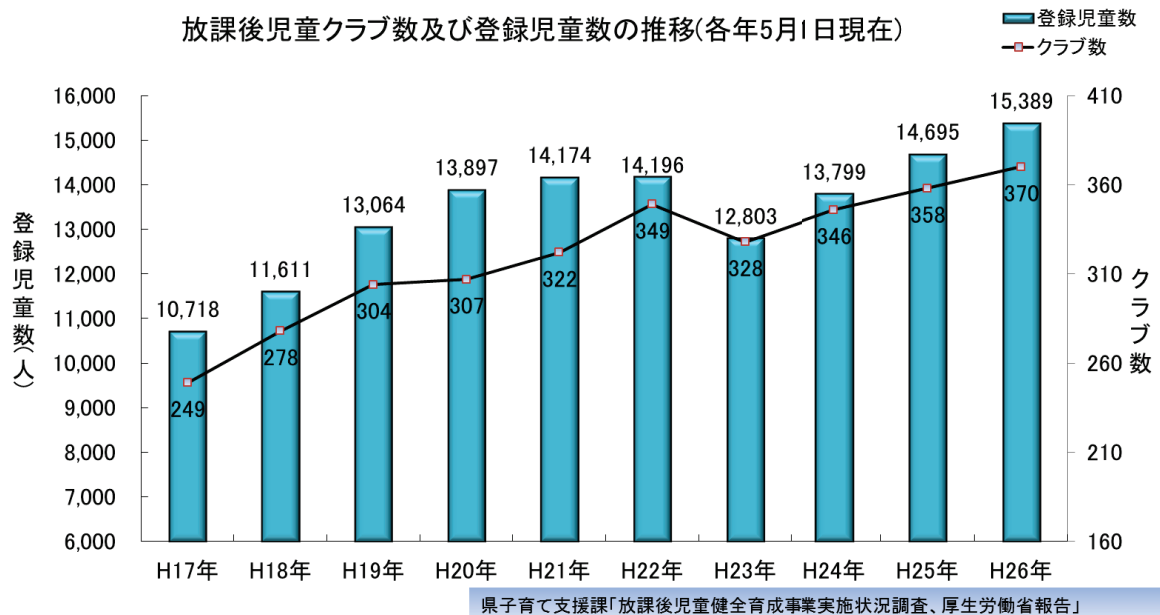
一方、「季節行事などのプログラム」については満足度が高めの結果となっています。

(2) 放課後児童クラブの利用状況

① 放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについては、震災後、休園するクラブが増え、一時、登録児童数は大幅に減少しましたが、住民ニーズが高いこともあって設置が進み、平成25年には震災前の水準を上回り、平成26年の登録児童数は15,389人となっています。

平成27年度以降は、対象が小学6年生までに拡充されることも踏まえると、今後さらに増加すると見込まれます。



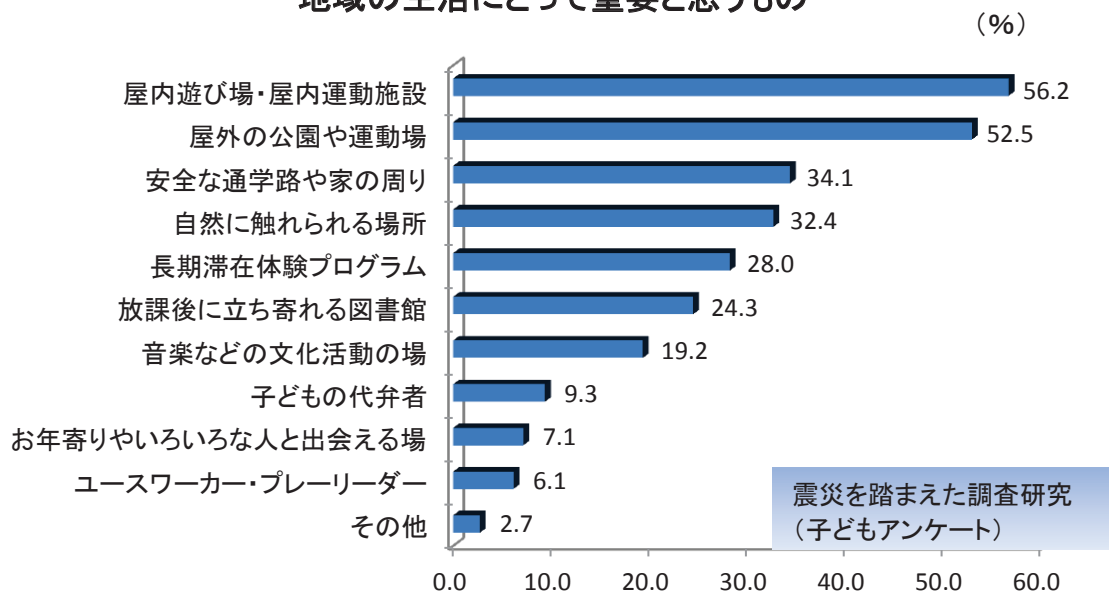
② 放課後児童クラブの施設環境や活動状況への満足度

「震災を踏まえた調査研究」によると、放課後児童クラブについては保育所や幼稚園等と比べて総じて満足度が低い結果となっており、特に「自然とのふれ合い」や「創作表現活動のプログラム」「放射線対策」「園舎・園庭の施設設備」に対する満足度は低めになっています。

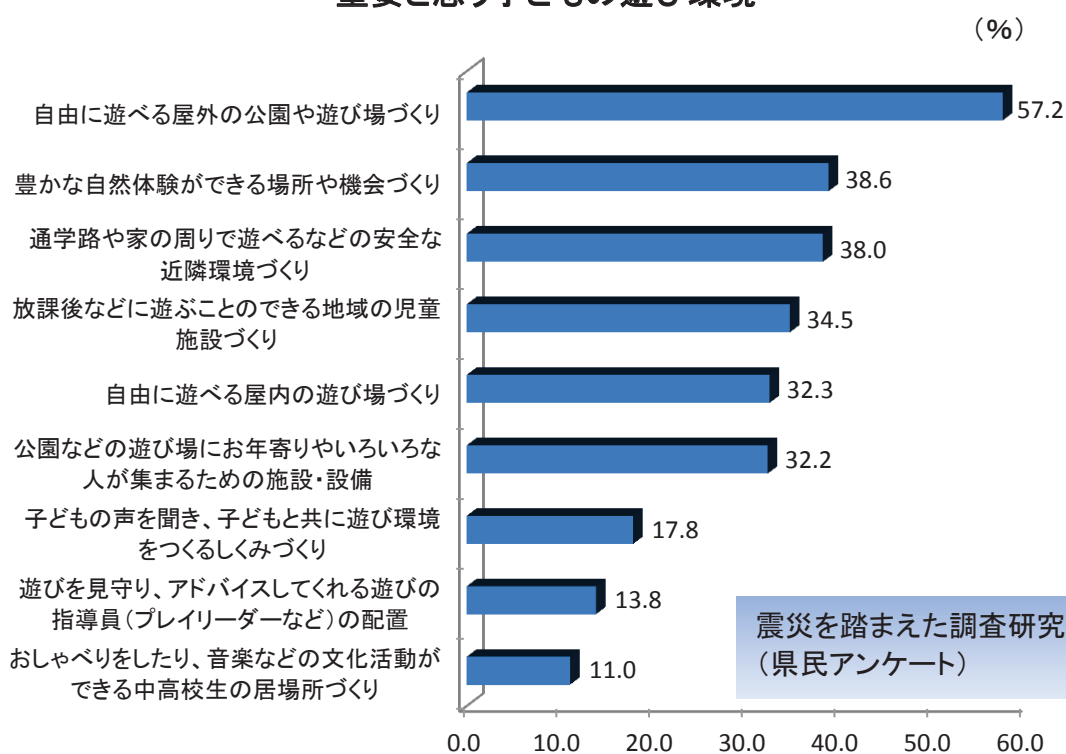
(3) 子どもの遊び環境

子どもの遊び環境に関し重要と思うものについては、子どもでは屋内遊び場が第1位だったのに対して大人では第5位となっており、代わりに大人は屋外の公園や遊び場を重視するという結果になっています。

地域の生活にとって重要と思うもの



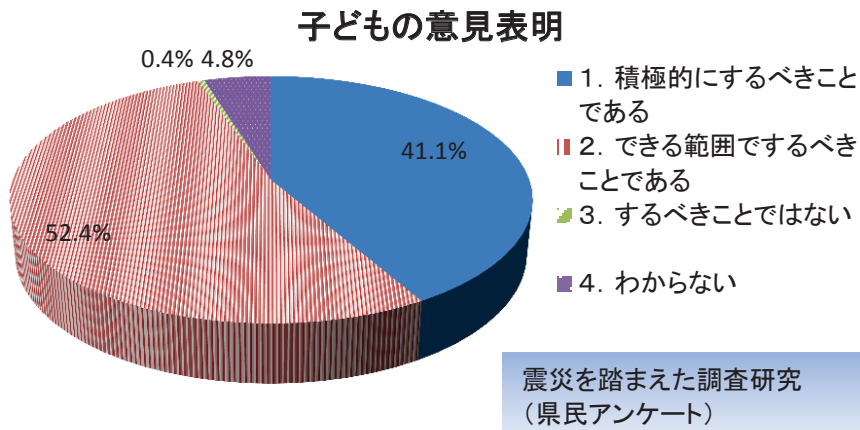
重要と思う子どもの遊び環境



(4) 子どもや地域の方々の参画

①子どもの参画について

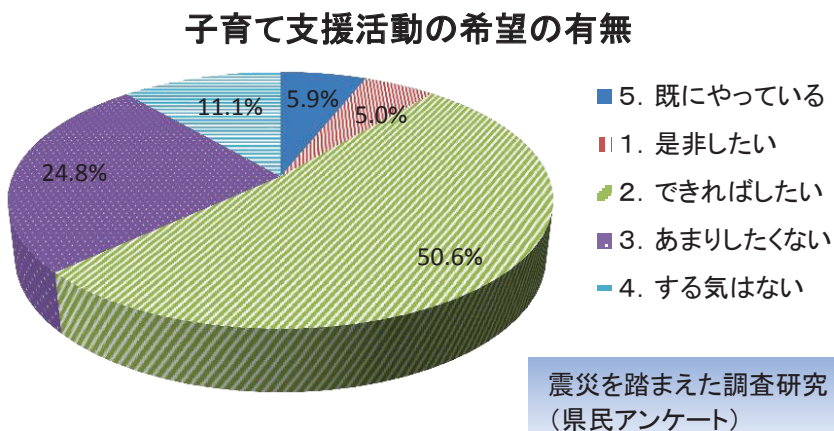
「震災を踏まえた調査研究」（県民アンケート）によると、子どもたちが自分の意見を大人や社会に対して表現し提案することについて、積極的にするべきとの回答が4割にのびりました。



一方、子どもアンケートでは参加の意欲は必ずしも高くない結果でしたが、「まちが好き」「地域が安全」「参加したい」「意見を聞いてくれる大人がほしい」については住んでいる地域によって回答に差があることもわかりました。「自分たちの意見で社会を変えられる」と答える子どもを増やしていくことが大切です。

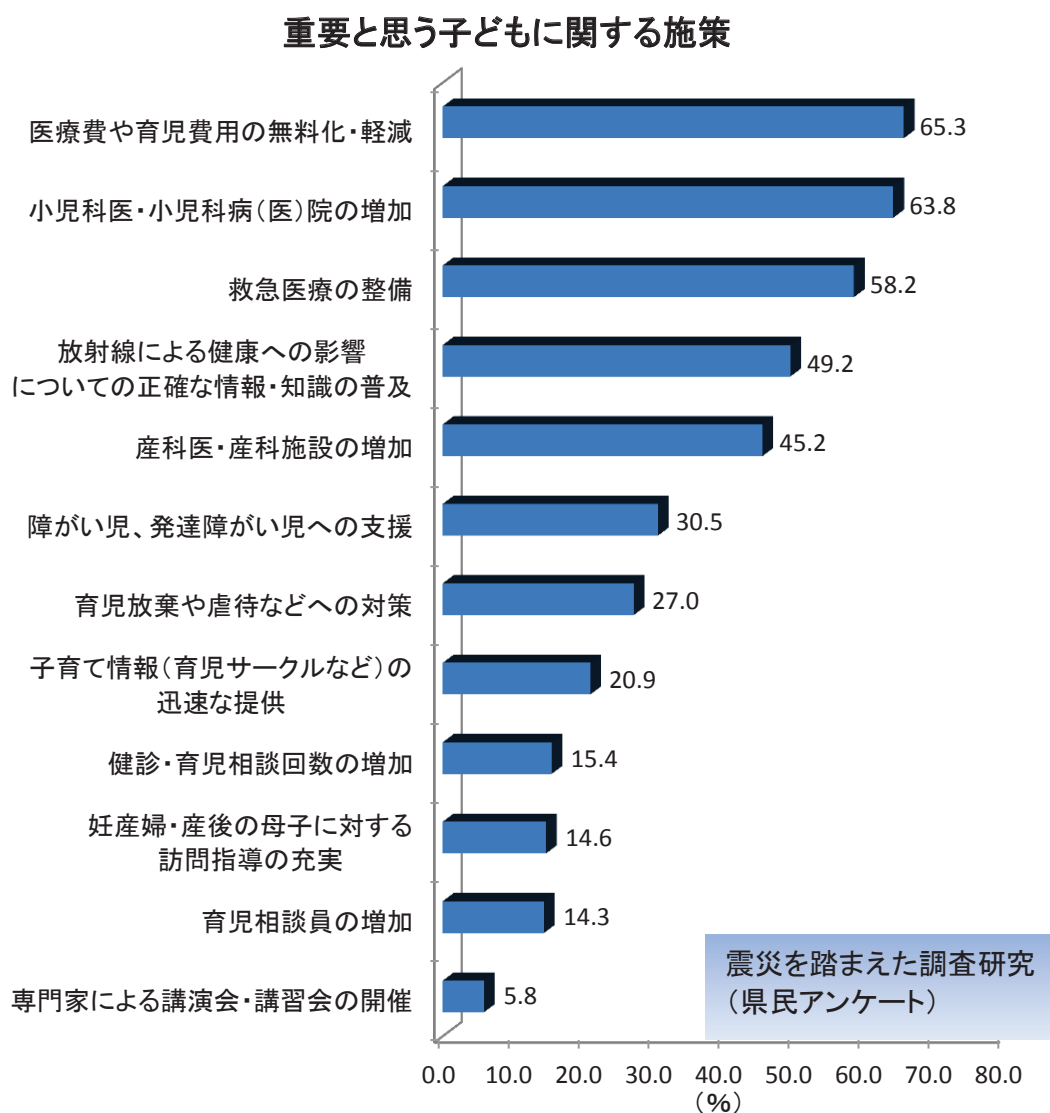
②地域の方々の参画

「震災を踏まえた調査研究」によると、登下校の見守り、ファミリーサポート会員、学校ボランティアなどの子育て支援活動について、「できればしたい」という方が5割にのびました。始めるにあたってのきっかけづくりが必要と考えられます。



(5) 行政に期待する施策

行政に期待する施策について見ると、医療費や育児費用の軽減、小児医療・救急医療・産科医療の整備、放射線による健康への影響についての正確な情報や知識の普及などへの要望が多くなっています。



5 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困に関する指標の状況

子どもの貧困が社会的な問題とされている中、本県における子どもの貧困に関する指標の状況は次のようになっています。

(なお、本県の統計が存在しないものもあり、統計的に全体像を把握することは困難な状況です。)

子どもの貧困に係る指標

	全国	本県
○生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（厚労省調べ 25.4.1 現在）	90.8%	90.1%
○生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率（厚労省調べ 24 年度）	5.3%	5.4%
○生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率（厚労省調べ 25.4.1 現在）		
進学率合計	32.9%	32.2%
大学等	19.2%	20.0%
専修学校等	13.7%	12.2%
○生活保護世帯に属する子どもの就職率（厚労省調べ 25.4.1 現在）		
・中学校卒業後の進路 就職率	2.5%	3.7%
・高等学校等卒業後の進路 就職率	46.1%	48.9%
○児童養護施設の子どもの進学率及び就職率（厚労省調べ平成 24 年度末卒業者）		
・中学校卒業後の進路		
進学率	96.6%	93.9%
高等学校等	94.8%	93.9%
専修学校等	1.8%	0%
就職率	2.1%	2.0%
・高等学校等卒業後の進路		
進学率	22.6%	30.8%
大学等	12.3%	23.1%
専修学校等	10.3%	7.7%
就職率	69.8%	69.2%
○ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）（平成 23 年度全国母子世帯等調査）	72.3	

	全国	本県
○ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率（平成23年度全国母子世帯等調査） ・中学校卒業後の進路 進学率 高等学校等 専修学校等 就職率 ・高等学校等卒業後の進路 進学率 大学等 専修学校等 就職率	93.9% 92.8% 1.1% 0.8% 41.6% 23.9% 17.8% 33.0%	
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率（文科省調べ） ・スクールソーシャルワーカーの配置人数（平成25年度） ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成24年度） 小学校 中学校 ※その他教育委員会等に1,534箇所配置	1,008人 37.6% 82.4%	30人 18.0% 100.0%
○就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合（平成25年度）（文科省調べ） ・入学時に学校で就学援助制度書類を配付している市町村の割合	61.9% 61.0%	60.8% 70.6%
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）（日本学生支援機構調べ平成25年度実績） ・無利子 予約採用段階： 在学採用段階： ・有利子 予約採用段階： 在学採用段階：	40.0% 100.0% 100.0% 100.0%	

	全国	本県
○子どもの貧困率（平成25年国民生活基礎調査）	16.3%	
○子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（平成25年国民生活基礎調査）	54.6%	



第 3 章

計画の理念、
目標及び
基本方針

1 計画の理念

ふくしまの未来を担う子ども・若者の育成

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震及び津波による被害に加えて、放射性物質による深刻かつ多大な被害を福島県にもたらしました。その結果、避難区域をはじめ広い地域で、4年余りたった現在も住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱きながら暮らしている状況が続いています。

福島県が東日本大震災から復興するにあたっては、未来を担う子どもたちを健やかに育成することが必要不可欠です。

県においては、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を県づくりの基本目標として掲げ、福島県が重点的に取り組むべき課題として、「未来を担う子ども・若者の育成」を重点プロジェクトの一つとして位置づけています。

「子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている」というような将来像に向けて、県民一丸となって全力で取り組んでいきます。

社会全体での子育て・子育ての支援

かつては、子育ては大家族の中で、さらには家族を越えて集落、地域社会全体で行われてきました。

しかし、現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きく、東日本大震災がそれに拍車をかけている状況にあります。

また、女性の社会進出が進み、結婚しても仕事を続けることや子育てと仕事との両立、男性の子育てへの参画が望まれています。が、現実には、子育ての負担が女性に偏っており、男性も長時間労働が常態化することで子育てに関わりにくくなっている等の状況が見受けられ、子育てを含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現しにくい社会となっております。

このように、現在の社会は、子育てしにくい社会になっており、少子化が急速に進行しております。

福島県においては、平成25年で震災後大幅に減少していた出生数が増加に転じ、合計特殊出生率が1.53と震災前の水準に戻ったものの、人口を維持していく水準（2.07）には程遠く、少子化の進行には歯止めがかからない状況が続いています。

また、全国的に子どもの貧困が社会問題化しており、本県においても、保護者の経済状況によって子どもが問題を抱えている例も見られます。

子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いであり、子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つことは、活力ある豊かな未来の社会を築いていく次世代を育成することでもあります。

こうした意味で、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるよう、行政や家庭をはじめ、地域の各団体や企業、高齢者等の様々な世代など、社会全体で、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要です。

それにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備し、県外に避難した子どもたちが安心して福島県に帰還できるように、また、県内に居住する子どもたちが健やかに育つように、各施策を総合的に推進していきます。

平成 26 年 8 月 18 日の福島民報新聞に、次のような福島市在住の小学生の意見が掲載されました。

「（前略）

私たち子どもの目線から見ると、今はだいたいどこでも遊べます。ある公園では、私たちのために近くに屋内の施設を造っていただき、涼しく遊ぶことができるようになりました。

福島の子どもは放射線のため運動をしなくなったのでアンケートをしました。遊具を造ってほしいと書いたら、造っていただきました。多くの子どもたちが、遊びを通して運動できるようになりました。

大人から見ると、まだ放射線があるので前と変わらないと思いますが、子どもから見ると、ちょっとだけは良くなったんじゃないかと思います。」

このような声の一つでも多く広がっていくように、県をあげて取り組んでいくのが、ふくしまに住む大人の責務なのではないでしょうか。

2 計画の目標

前記の「ふくしまの未来を担う子ども・若者の育成」「社会全体での子育て・子育ての支援」の理念の下、子育てや子育てに夢と希望を持てる社会づくりを目指して、本計画を「ふくしま新生子ども夢プラン」と名付け、次の3点を基本的な目標として施策の展開を図ります。

～ 安心して子どもを生み育てやすい新生ふくしま ～

現在の社会においては、子育ての負担感、子育てと仕事との両立の負担感、若者の経済力の低下等、結婚をしたい人にそれをためらわせるような、あるいは夫婦が理想の人数の子どもを生み育てるのをためらうような様々な要因があります。

家庭を築き子どもを生み育てるかどうかは個人の選択に委ねられるものですが、希望する方が希望どおりに子育てできる環境を整えることが必要です。これまで以上に一歩ずつでも、安心して子どもを生み、健康に育てることができ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境になっていくように、多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図り、子育て家庭を支援します。

また、放射性物質の拡散により生じた不安を取り除いたうえで、ふくしまだからこそ子育てしたいと思えるような魅力ある社会を目指します。

～ 子ども一人一人が尊重され、笑顔が輝く地域 ～

現在の社会においては、子どもの健やかな成長をおびやかす児童虐待やいじめ、子どもに対する犯罪、**子どもの貧困**等が大きな社会問題となっています。

また、離婚の増加等によりひとり親家庭が増加していたり、東日本大震災の影響により県内外への避難を余儀なくされるなど子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。

子どもは、みなそれぞれ異なる個性や能力を持ち、将来への様々な可能性を秘めています。子ども自身の声を尊重し、障がいを抱えた子どもも含めてあらゆる子どもたちが大切にされるとともに、子どもを中心として笑顔が輝く地域づくりを目指します。

～ 日本一元気でたくましい子どもの育ちの実現 ～

東日本大震災により、放射線の影響による健康上の不安など様々な制約を受けて生活を送っているふくしまの子どもたちについては、ストレス症状や肥満傾向が懸念されています。

一方で、子どもの発育に必要不可欠な「遊び」について注目されていることから、遊び環境や体験活動を充実させ、知・徳・体がバランス良く育まれ、夢に向かってチャレンジする意欲と想像力にあふれた、日本一元気で主体性のあるたくましい子どもへの成長が実現できるよう目指します。



これら家庭・地域・子どもに関する目標を通じて、

子どもと家庭にやさしい社会づくり

を目指します。

3 計画の基本方針

Ⅰ 東日本大震災からの生活の回復

拡散した放射性物質について、除染を進めることで放射線量の低減化を図るとともに、学校や保育所等における給食の、より一層の安全・安心を確保する取組を進めます。

また、避難先の仮設施設等での教育・児童福祉施設の再開を支援するほか、双葉地域において先進的な学びを取り入れた中高一貫校を開校します。

さらに、長期にわたる県民健康調査を継続していくほか、震災から4年経った今も依然として、仮設住宅等狭い空間での生活を強いられている家庭等があることを踏まえて、心のケアの支援体制を整備するなど、被災した子どもや保護者に寄り添った支援を行います。

Ⅱ 安心して次世代を生み育てられる環境づくり

家庭の役割や子育ての意義等について、様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、若者の安定的な就労に向けた取組や独身男女の出会い機会の増加に向けた取組などを推進し、結婚を希望する方が結婚できるような環境づくりを進めます。

また、周産期医療・小児医療体制の整備や、妊娠から出産・子育てにかけての様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等関係機関の連携強化を図り、切れ目ないサポート体制を推進します。

さらに、思春期からの健康づくりを推進するとともに、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、広く県民に周知啓発を行います。

Ⅲ 子育ての支援

医療費、保育料、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの放射線被ばくに対する不安をはじめとして子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制を整備運営します。

また、「子ども・子育て支援新制度」のもと、市町村と連携し待機児童の解消を図るとともに、人材確保及び人材育成に努め質の高い幼児教育・保育サービスの提供を図り、地域の多様なニーズに応じた子育て支援策の一層の充実を図ります。

さらに、障がいのある子ども、家庭での養育が困難な子ども、ひとり親家庭等の援助を必要とする子どもや家庭への支援を進めるとともに、妊娠期からの切れ目ない児童虐待防止体制や困難を有する子どもへの総合的な支援体制を整備し、関係機関との連携・協力を図りながら、虐待やいじめにあった子どもに対する支援を進めます。

Ⅳ 子どもにやさしい環境づくり

子どもたちが自らの意見を表明できるように、子どもたちを取り巻く環境について様々な情報を提供する体制を整え、発達段階に応じて、子育て観や職業観を養う機会を確保するとともに、地域コミュニティの再生に向けてワークショップ型の取組を進めるなど、子どもにやさしい環境づくりに関する子どもの参画を促進します。

また、子どもの発育に必要不可欠な「遊び」について注目されていることから、子どもの遊び環境や体験活動の充実を目指すとともに、子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりや子育てしやすい生活環境づくり、子どもの居場所づくり、**子どもの貧困対策**を推進します。

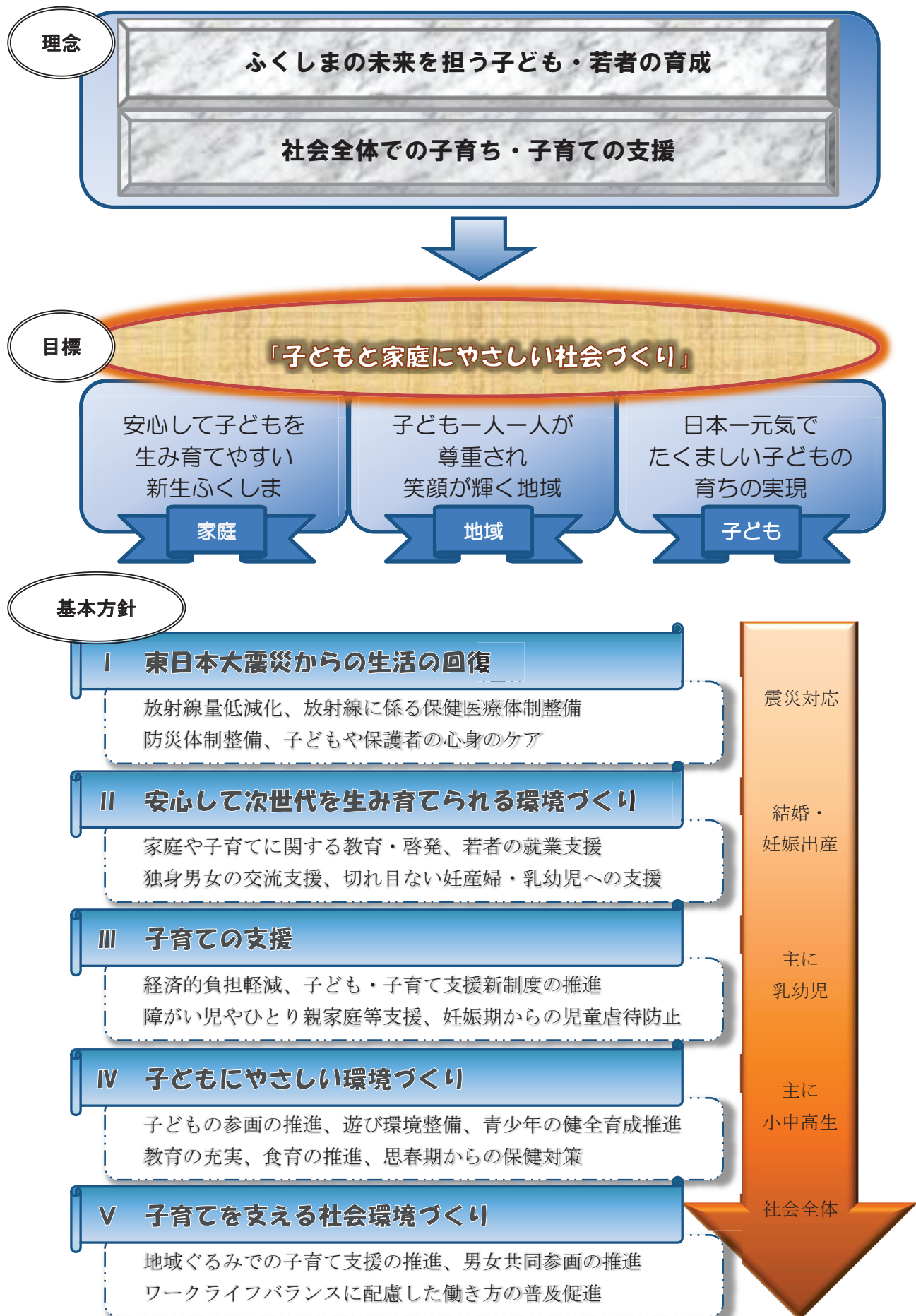
さらに、家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進するとともに、東日本大震災を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、自然体験教育、放射線教育などふくしまならではの教育を実施して、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育みます。

加えて、性教育、薬物乱用の防止、肥満や痩身等に関する様々な健康教育の充実を図るとともに、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

Ⅴ 子育てを支える社会環境づくり

社会全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、子育て支援を進める県民運動を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら地域ぐるみでの子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。

また、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を図ります。





第 4 章

基本的施策及び 行動計画

Ⅰ 東日本大震災から の生活の回復

1 子どもの生活環境の回復

【現状と課題】

環境中の放射線量を低減させることは、安全・安心な生活を営む上で不可欠なものであり、福島県では学校や保育所等子どもの集まる場所における園庭等の表土除去、高圧洗浄機や泥落としマットの購入、エアコン等の設置などの取組を支援してきました。また、国と連携してリアルタイム線量測定システムを配備し、随時放射線量が確認できるようにしました。

震災を踏まえた調査研究においても、「子どもの生活範囲の徹底した除染」が重要との意見が多く挙げられており、また、同調査では「学校給食等の検査体制の充実」についても期待されて、保護者及び子どもの安心を確保するために検査体制の継続が求められています。

さらに、避難区域等においては元の場所で運営できない施設が多数ある状況で、東日本大震災の教訓を活かして、施設や地域において災害に対する備えを再構築する必要があります。

【施策の方向性】

子どもが受ける放射線量についてできるだけ低減化を図るため、子どもの生活空間を含めた除染の迅速かつ確実な実施を進めていくとともに、引き続き学校や保育所等における給食検査の取組を進めます。

また、被災した施設について、避難先の仮設施設等での再開も含めて復旧を支援するほか、双葉地域において先進的な学びを取り入れた中高一貫校を開校します。

さらに、子どもに関わる施設や地域における防災体制を整備していきます。

【行動計画】

(1) 放射線量の低減化

- 市町村が計画に基づいて実施する除染を支援するとともに、県有施設の除染を進めます。また、通学路等子どもの生活空間における放射線量低減化を図る活動を支援します。
- 除染業務従事者等の育成や効果的な除染技術の検証などを進めます。

(2) 給食の安全・安心確保

- 子どもたちや保護者のより一層の安全・安心確保のため、学校や児童福祉施設等における給食用食材の放射性物質検査を行う取組を支援します。

(3) 保育所・学校等の施設復旧

- 地震や津波により被災した学校や保育所等の復旧工事を進めるとともに、避難先の仮設施設等での再開を支援します。
- サテライト校※の運営について引き続き支援し、教育環境の整備・改善を図るとともに、中高一貫校である「ふたば未来学園」を開校し、先進の学びで広く社会に貢献する人材を育成します。

※ サテライト校

原子力災害により、本来の所在地で教育活動ができなくなり、他の高等学校等に設置した仮設校舎や大学施設等において、関係機関等の協力を得ながら授業や部活動等を実施している相双地区の県立高等学校

(4) 施設や地域における防災体制の整備

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、福祉避難所※の指定等を推進します。
 - ※ 福祉避難所
高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児など配慮を要する者が、避難所での生活において特別な配慮を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所
- 避難所運営や防災への取組等において、女性の視点が反映されるように、防災関連施策や方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 児童福祉施設において、施設の置かれた状況に応じて火災、風水害等災害の態様ごとに具体的な防災計画を立てるよう義務づけることによって、災害対応への意識づけを図り、より実効性の高い防災体制を促進します。
- 学校や児童福祉施設の耐震化を推進するなど、子どもに関する施設について、災害時にも安全な施設整備を支援します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
福祉避難所を指定している市町村数	保健福祉 総務課	平成25年度 31市町村	平成31年度 59市町村
県立学校施設の耐震化率	施設財産室	平成25年度 83.8%	平成31年度 100.0%

（参考数値）

- ・「公立小・中学校施設の耐震化率」（平成25年度80.8%）については、上昇を目指す。
- ・「児童福祉施設（保育所・児童厚生施設・児童養護施設等）の耐震化率」（平成25年度75.0%）については、上昇を目指す。

2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

【現状と課題】

福島県の子育て世帯は放射線の影響による健康上の不安を抱きながら生活しています。震災を踏まえた調査研究においても「長期的な内部被ばく検査と健康の維持管理を担う体制作り」について7割以上の方が重要と回答しており、放射線による健康影響対策として最も期待されています。

また、現在も東日本大震災により県内外への避難を余儀なくされている子どもたちが多数いるほか、放射線への不安等により外遊びを制限されるなど、精神的ストレスが継続している状況もあります。

【施策の方向性】

放射線による健康への影響の未然防止、早期発見及び早期治療等万全の措置を講じ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていきます。

また、震災から4年経った今も依然として、仮設住宅等狭い空間での生活を強いられている家庭等があることを踏まえて、子どもや保護者に対して、相談・援助などきめ細かい心身のケア体制の整備を図っていきます。

【行動計画】

（１）放射線に係る保健・医療体制の整備

- 長期にわたり子どもの健康を見守り、健康の維持増進を図るため、発災時に概ね18歳以下の全ての子どもを対象とした甲状腺検査等の県民健康調査を実施していきます。

- 放射線の健康影響に関する情報について、県民に正しく分かりやすく提供するなどリスクコミュニケーション※に努めます。

※ リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を共有し、意見交換等を通じて意思疎通と相互理解を図ること

- ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について、希望する方が検査を受けることができる体制づくりを目指します。
- 妊婦や子どもを持つ保護者を対象に子育てや健康に関する相談体制の充実を図るほか、個人線量計の整備や母乳の放射性物質濃度検査を支援するなどして、放射線に関する不安の解消に努めます。

(2) 震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア

- 震災により様々なストレスを受けた子どもたちや保護者等に対する専門的相談・支援体制を充実させ、市町村をはじめ支援団体と連携しながら長期的・継続的な支援を実施します。
- 県内外に避難している子育て世帯や避難先から福島県に戻ってきた方に対して、他県及び県内外の子育て支援団体等と連携しながら、気軽に集まり悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催するなどきめ細かい支援を行うとともに、相談員等のスキルアップを図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※を派遣・配置するなどして相談体制の充実を図り、子どもたちの心の回復を支援します。
 ※ スクールソーシャルワーカー
 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭・学校・行政・福祉施設など外部機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く環境を調整してサポートする。
- 震災後における様々なストレスを抱える青少年の支援のため、同じような経験をした同年代の者同士による交流会や地域貢献活動等を行い、社会的自立を促進します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
甲状腺検査の受診率	県民健康調査課	平成 25 年度 72.7%	平成 31 年度 100.0%

(参考数値)

- ・「ホールボディカウンター検査実施状況」（平成 25 年度 66,199 人）については、増加を目指す。
- ・「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談件数」（平成 25 年度 877 件）については、適切に対応する。

Ⅱ 安心して次世代を 生き育てられる 環境づくり

1 家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり

【現状と課題】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義については、次代の親となるべき若い世代から教育・啓発する必要があります。

また、15～29歳の若者の完全失業率は生産年齢全体におけるそれに比べて高くなっているとともに、福島県は全国よりも高い割合で推移しています。あわせて派遣や非正規雇用など不安定な就労が増加しており、若者の経済力が低下していると考えられます。

さらに、現在は若者の職場環境の流動化や青年会など地域の団体の衰退、お見合いの減少などにより、独身の男女が出会う機会が減少しています。

【施策の方向性】

家庭の役割や子育ての意義等について、発達段階に応じて教育するとともに、様々な機会を捉えて啓発を行います。

また、新卒者の就職を支援するとともに、不安定就労や無職の若者が安定的な就職ができるような支援を推進していきます。

さらに、独身男女の出会う機会の増加に向けた取組を推進します。

【行動計画】

（１）家庭・子育てに関する教育・啓発の推進

- 「子育ての日」及び「子育て週間」におけるイベントなど様々な機会をとらえて啓発を進め、結婚や子育てに関してポジティブなイメージを持てる気運の醸成に努めます。

※ 子育ての日及び子育て週間

県では、「安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身が健やかに育つことができる環境づくり」を官民一体となって推進するため、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」としています。

- 生命の大切さや家庭・家族の役割等への理解を深めることについて、児童生徒の発達段階を踏まえた教育を進めていきます。
- 妊娠・出産・子育ての仕組みや意義等について、思春期から女性のみならず男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援を推進し、親の育ちを支援します。

(2) 若者の就業に対する支援【2 生活の支援】

- 新卒者の就職希望の実現を図るため、情報提供や面接等により就職指導の充実を図るほか、適切な進路選択ができるように、インターンシップや発達段階に応じた職場体験・キャリア教育などを推進します。
- 本県の復興・再生を担う高校生が卒業後の生活基盤を築くために、就職促進支援員が各高等学校と公共職業安定所との緊密な連携を図りながら、求人開拓や就職希望生徒への適切な情報提供等により各県立高等学校におけるきめ細かな就職指導の支援に当たり、希望する就職の実現を図ります。
- 就職面接会の開催や企業に対する働きかけなどを通して、若者の就職促進を図るとともに、起業に向けた取組を支援します。
- 様々な要因により働くことに悩みを抱えている若者に対して、ケースに応じた対応や地域・民間の連携したネットワークの構築などにより、職業的自立・社会的自立を支援します。

(3) 独身男女の交流等への支援

- 地域における世話やきボランティアを育成し、独身男女の相談に応じるとともに出会う機会の提供を図るほか、結婚に関するスキルアップ講座を開催するなど、結婚を希望する方が結婚できる社会づくりに取り組みます。
- 独身男女の出会いの場を設ける取組を支援し、イベント等の情報提供を行うほか、各団体のネットワーク化を図り地域・企業・行政が一体となった結婚支援を推進します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
県立高校生の就職決定率	高校教育課	平成 25 年度 99.8%	平成 31 年度 100.0%

(参考数値)

- ・「独身男女の出会いを支援するイベントの開催件数」(平成 25 年度 110 件)については、増加を目指す。

2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

【現状と課題】

福島県ではもともと医師や看護職が不足している状況にありましたが、東日本大震災の影響等により、これまで以上に産科・小児科等の医療従事者が不足しており、また、地域による偏在も認められます。

また、妊娠から出産・産後における様々な母子保健対策についても地域偏在があることに加えて、得られた情報を関係機関間で共有することが十分にできず、有効な支援に結びついていない場合があります。

【施策の方向性】

関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るとともに、周産期医療、小児医療体制の整備を推進します。

また、妊娠から出産・子育てにかけて様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等との連携強化を図り、切れ目ないサポート体制を推進します。

さらに、妊娠出産の仕組み等に関する正しい知識について、広く県民に周知啓発を行います。

【行動計画】

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備

【2 生活の支援】

- 各周産期医療機関の果たしている機能に応じた役割分担と連携体制の強化を図るとともに、絶対的に不足している産科・産婦人科医の確保と育成を図ります。
- 病院と診療所の連携を積極的に推進し、不足する病院勤務の小児科医の負担軽減と離職防止など人材の確保を図るとともに、小児救急医療体制の整備を推進します。
- 予防接種に関する正しい知識の普及や、居住市町村以外でも予防接種が受けられるよう県内における広域契約による体制整備を行うなど、市町村を支援し、乳幼児に対する予防接種を促進します。
- 妊娠中の禁煙や正しい食生活等妊娠への保健指導の充実などにより、母

胎や胎児の健康確保のための環境整備を推進します。

（２）不妊や不育に悩む夫婦に対する支援

【２ 生活の支援】

- 体外受精や顕微授精といった特定不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対し治療費に係る助成を行うとともに、男性の不妊治療に関しても支援することによって、子どもを望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境整備を図ります。
- 不妊や不育症に悩む夫婦が気軽に相談できる体制づくりを推進します。
- 不妊や不育の要因や治療等に関して、当事者のみならず、その家族や一般の方々に対しても広く普及啓発を行います。

（３）妊娠期からの継続的な支援体制の強化【２ 生活の支援】

- 妊娠期間中を心身ともに健康に過ごすとともに、無事に出産が迎えられように、市町村において定期的な妊婦健診の受診推奨や未受診者対策が図られるよう支援します。
- 産後間もない母親に対して、母乳育児等の技術的な支援に加えて育児相談等精神的な支援を行うなど、切れ目のない母子のサポート体制を整備します。
- 各個人により状況は異なるものの、栄養面や感染予防効果、母子のスキンシップによる情緒的安定など様々な利点がある母乳育児について、できるだけ取組が進むよう普及啓発を行います。
- 市町村における１歳６ヶ月児健診及び３歳児健診など乳幼児健診の充実と事後フォロー体制整備が図られるよう支援します。
- 市町村において、妊娠期から幼児期までの歯科保健の充実が図られるように支援します。
- 保健師等による訪問型の相談支援等を推進することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安や悩みに対してきめ細かい対応を行います。
- 医療機関や学校保健等関係機関との連携を強化することにより、母子に対して切れ目なく支援できる体制づくりを推進します。

（４）妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発

- 卵子の老化など妊娠・出産の仕組みについて、特に若い世代に周知広報

を行うとともに、感染症の予防や適切な健康管理など「いいお産」に向けた取組が実施されるように、妊婦自身のみならず、父親をはじめとした家族や職場にも広く普及啓発を行います。

- 予防可能な感染症対策や乳幼児の事故防止に関する普及啓発を行い、市町村が保健指導を適切に行えるよう支援します。
- 健康で豊かな人間性を育む基礎となる食育について、家庭や地域全体で推進されるよう市町村を支援します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
周産期死亡率（出生数千人対）	地域医療課	平成 25 年度 5.3	平成 31 年度 3.5 以下
産科・産婦人科医師数（出生数千人対）	地域医療課	平成 24 年度 8.7	平成 31 年度 10.5
産後 4 ヶ月児の母乳育児率	児童家庭課	平成 25 年度 31.1%	平成 31 年度 55.0%
1 歳 6 ヶ月児健診の受診率	児童家庭課	平成 25 年度 95.1%	平成 31 年度 100.0%
3 歳児健診の受診率	児童家庭課	平成 25 年度 93.6%	平成 31 年度 100.0%
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	児童家庭課	平成 25 年度 94.9%	平成 31 年度 100.0%
養育支援訪問事業実施市町村率	児童家庭課	平成 25 年度 57.6%	平成 31 年度 84.7%
3 歳児のむし歯のない者の割合	児童家庭課	平成 25 年度 72.6%	平成 31 年度 90.0%
仕上げ磨きをする親の割合	児童家庭課	平成 25 年度 96.0%	平成 31 年度 100.0%

（参考数値）

- ・「小児救急電話相談事業相談件数（平成 25 年度 7,865 件）」については、適切に対応する。
- ・「合計特殊出生率」（平成 25 年 1.53）については、上昇を目指す。
- ・「出生数」（平成 25 年 14,546 人）については、増加を目指す。

- ・「乳児死亡率（出生数千人対）」（平成25年度1.6）については、減少を目指す。

Ⅲ 子育ての支援

1 子育て家庭の負担軽減と相談体制等の整備

【現状と課題】

妊娠から子育て、教育に要する費用については、負担感が増大しており、震災を踏まえた調査研究においても、重要と思う施策として「医療費や育児費用の無料化・軽減」が最も多く回答されるなど、行政への期待は高くなっています。

また、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、育児不安が増大するとともに、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が顕在化しています。

さらに、震災を踏まえた調査研究において「放射線による健康への影響についての正確な情報・知識の普及」への期待も高くなっているように、放射線被ばくに対する不安が大きくなっています。

【施策の方向性】

医療費、保育料、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

また、子どもの放射線被ばくに対する不安をはじめとして子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する各種資源や正しい知識等について、幅広くきめ細やかな情報提供ができる体制づくりを進めます。

【行動計画】

（1）子育て家庭の経済的負担の軽減【1 教育の支援】【4 経済的支援】

- 18歳以下の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、子どもの入院及び通院に係る医療費の無料化を図るとともに、不必要な時間外受診をしないなど適正受診を推進します。
- 家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成等を図るため、中学校3年生までの子どもを養育する方に対し、児童手当を支給します。
- 多子世帯や婚姻歴のない場合も含むひとり親家庭等の保育料の軽減を図る取組を推進するなど、経済的負担の軽減を図り仕事と子育ての両立を支援します。

- 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等の取組を推進して、全ての世帯における教育機会の確保に努め、「貧困の世代間連鎖」の解消を図ります。
- 東日本大震災により親を亡くした子どもの生活及び修学を支援します。

（２）子育て等に関する相談・情報提供体制の整備【１ 教育の支援】

- 子育て相談、教育相談、養育相談等に関する電話相談窓口の設置や児童相談所等における相談体制の充実を図るとともに、子育てひろば等子育て支援団体の取組を支援するなど、保護者が気軽に相談できる場所づくり・体制づくりを推進します。
- 子どもに関する保健・医療・相談機関・保育サービス・各種団体の情報や放射線の健康影響に関する情報などについて、広報誌やホームページ等を積極的に活用するほか、セミナーの開催等によりきめ細かな情報提供を行います。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	子育て支援課	平成 25 年度 158,854 件	平成 31 年度 180,000 件
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数(累計)	子育て支援課 (平成 27 年度より こども・青少年政策課)	平成 25 年度 226 人	平成 31 年度 350 人

2 子ども・子育て支援新制度の推進

【現状と課題】

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあり、福島県においても都市部を中心として待機児童が発生しています。

また、震災の影響により子どもへの健康不安や子どもたちの運動不足等子育て支援についての県民のニーズが多様化しています。

一方、消費税増収分の財源を活用し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートします。

【施策の方向性】

保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。

また、多様なニーズに応えるため、様々な子育て施策の一層の充実を図ります。

さらに、地域の実情に応じて「子ども・子育て支援新制度」が着実に進められるように、市町村を支援します。

【行動計画】

（1）保育の量の確保及び質の向上【1 教育の支援】【2 生活の支援】

- 待機児童解消のため保育所の整備を促進するなどにより保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。
- 認可保育所や市町村認可による地域型保育（小規模保育・事業所内保育等）への移行を目指す取組を推進するなど、認可外保育施設への支援を行います。
- 子どもの十分な処遇の確保と安心して子どもを生み育てられる環境整備のため、保育等を提供する施設の管理運営費を負担するほか、職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修の充実を図ります。
- 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について支援するなど、保育士の人材確保に努めます。

（２）幼児教育の充実【１ 教育の支援】【２ 生活の支援】

- 幼児教育に携わる職員の資質の向上を図るため、各種研修や講習会等を開催し、社会の変化に対応した幼児教育の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、小学校において、子ども同士の交流を深めるとともに保育・教育に携わる職員においても情報交換や共通認識の形成など互いに連携を深める取組を促進します。
- 幼稚園の施設や機能を積極的に地域に開放し、子育て支援活動を行う取組や、保護者の要請等を踏まえて行う預かり保育の取組を推進します。

（３）認定こども園への移行推進【１ 教育の支援】【２ 生活の支援】

- 保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園制度について、周知に努めるとともに、従事者の資質の向上に向けた研修の充実を図ります。
- 認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。
- 認定こども園における「保育教諭」については、保育士資格と幼稚園教諭免許の両資格の併有が原則となることから、両資格併有に向けた取組を支援します。

（４）多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進

【１ 教育の支援】【２ 生活の支援】

- 延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター、ホームスタートなど各種子育て支援サービスについて、地域の実情に応じて運営されるよう支援します。
- 子ども・子育て支援新制度により子育て支援の場が大きく広がることを踏まえて、子育て支援に携わる者の確保や資質の向上のため、研修会や講演会の開催など人材育成に努めます。
- 子ども・子育て支援新制度の着実な推進に向けて、市町村を支援するとともに、市町村を超えた利用について市町村の要請に基づき、必要に応じて広域調整を行います。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
保育所入所待機児童数	子育て支援課	平成 26 年度 180 人	平成 31 年度 0 人
幼稚園における小学校との連携活動実施率 (子どもの交流、教師の交流、教育課程編成に関し連携のいずれかを実施)	義務教育課 私学・法人課	平成 25 年度 89.0%	平成 31 年度 100.0%
ファミリー・サポート・センターの設置数	子育て支援課	平成 25 年度 28 ケ所	平成 31 年度 31 ケ所
一時預かり実施施設数	子育て支援課	平成 25 年度 119 ケ所	平成 31 年度 150 ケ所
延長保育実施施設数	子育て支援課	平成 25 年度 234 ケ所	平成 31 年度 324 ケ所
病児・病後児保育実施施設数	子育て支援課	平成 25 年度 19 ケ所	平成 31 年度 37 ケ所

(参考数値)

- ・「保育士資格年間登録者数」(平成 25 年度 815 名)については、増加を目指す。
- ・「幼稚園教諭免許年間資格取得者数」(平成 25 年度 419 名)については、適切に対応する。

3 援助を必要とする子どもや家庭への支援

【現状と課題】

障がいのある子どもに対するサービスの充実を図り、地域で共生するための社会的支援を推進する必要があります。

また、児童虐待に関する相談件数が年々増加しているほか、いじめ、不登校、非行、ひきこもりなど困難を有する子どもや青少年が増えてきています。

さらに、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えており、子どもの貧困につながる恐れもあります。

【施策の方向性】

障がいのある子ども、家庭での養育が困難な子ども、ひとり親家庭等の援助を必要とする子どもや家庭への支援を進めます。

また、妊娠期からの切れ目ない児童虐待防止体制を整備するとともに、困難を有する子どもへの総合的な支援体制を整備し、関係機関との連携・協力を図りながら、虐待やいじめにあった子どもに対する支援を進めます。

【行動計画】

（１）育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 育児不安や育児困難感を抱える親への対応として、要支援家庭を早期発見・早期支援する体制づくりを推進します。
- 発達障がいについて、正しい知識を広く県民に周知するとともに、早期に発見し、カウンセリングや相談支援、発達支援等適切な支援を講じることができる体制を整備します。

（２）障がい等のある子どもやその保護者に対する支援

- 先天性代謝異常症や聴覚障がいなど先天性の疾病等の早期発見、早期療育のための検査体制を整備します。
- 障がい児や小児慢性疾患を患う子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図ります。
- 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育・相談が受けられる体制の充実強化を図ります。

- 障がいのある子どもが、一人一人のニーズに応じて一貫した支援を受けられるように、保育従事者・教員の専門性の向上や地域における理解の促進、個別の教育支援計画の作成・活用・引継など共生社会の形成に向けた支援体制の整備に努めます。
- 障がい児保育の充実を図るほか、障がい児を受け入れる私立学校や放課後児童クラブなどへの支援を推進します。
- 治療が必要な発達障がいや適応障害などのある子どもに対して、診療の機会の確保に努めるとともに、児童思春期外来等の診療体制の充実強化を図ります。

（３）妊娠期からの児童虐待防止体制の整備【２ 生活の支援】

- 児童虐待防止について、広報媒体の活用や関係機関への周知広報等により、社会全体の認識を深めるよう普及啓発します。
- 産婦人科医会と連携し、特定妊婦※の情報を共有することで、妊娠期から児童虐待予防ができる体制を整備します。
※ 特定妊婦
出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- 保健師や研修を受けたボランティア等がきめ細かく訪問したり、市町村要保護児童対策地域協議会と連携するなど、妊娠期からの相談体制及び児童虐待防止体制の強化を図ります。
- 市町村、保健、医療、福祉、教育、警察等関係機関の職員の意識の向上を図るとともに、これまで以上に連携を強化することにより、妊娠期からの虐待予防や児童虐待の未然防止、早期発見等に取り組みます。

（４）家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援

【１ 教育の支援】 【２ 生活の支援】

- 児童養護施設において、家庭的な環境で養育・保護できるよう、小規模化・地域分散化を進める中で、情緒障害児短期治療施設の在り方についても検討するとともに、里親による養育を推進します。
- 児童養護施設や里親などにおいて、被措置児童への虐待禁止の徹底やケアの質の向上を進めます。また、退所する子どもに対して、相談支援や就労支援などフォローアップする体制づくりを推進します。
- 児童相談所の体制強化・専門性向上に取り組むほか、複雑困難化している児童虐待相談対応のため、弁護士等による専門員や心理療法職員等の配置を推進し、虐待を受けた子どもに対する処遇の支援や心のケアを強化し

ます。

- 被虐待児が再び家庭に戻れるように、虐待した保護者に対して精神科医によるカウンセリングを行うほか、虐待した保護者の心の問題への対応や家族関係の調整等に着実に取り組みます。

（５）困難を有する子どもや親に対する支援

【１ 教育の支援】 【２ 生活の支援】

- 青少年を支援する関係機関のネットワーク化を図り、方部ごとにケース検討会を開催するなど情報を共有するとともに、あらゆる相談に応じ、一人一人の状況に応じた総合的・継続的な支援を行います。
- ひきこもりなど、社会生活への適応が困難な青少年のための居場所づくりなどに取り組み、就労などの社会復帰に向けた支援を行います。
- 学校・家庭・地域等が連携して、いじめや不登校の防止及び早期発見に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置や、「いじめ110番」等専用ダイヤル設置などにより、専門的なアドバイスを行います。
- 学校と警察の連携をはじめとして、地域ぐるみで青少年の非行防止対策に取り組むとともに、地域における保護司・児童委員等と連携して相談体制の充実を図るなど、当事者の取り巻く環境に応じた立ち直り支援を推進します。

（６）ひとり親家庭等に対する支援

【１ 教育の支援】 【２ 生活の支援】 【３ 保護者に対する就労の支援】 【４ 経済的支援】

- 保育所への優先入所や公営住宅への優先入居及び婚姻歴のないひとり親家庭に対する入居料の軽減などの取組を推進するとともに、相談機能を充実し、生活困窮世帯を含むひとり親家庭の子育てや生活を支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。
- 経済的な自立を図るため、就職に関する相談や情報提供、自立支援プログラムの策定など、ひとり親家庭に対する一貫した就業支援を行います。
- 親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも重要である養育費の取得手続き等に関する相談に適切に対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。
- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成などにより、ひとり親家庭の経済的支援を行います。

- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失のおそれのある家庭に対し、住居確保給付金の支給や就労支援等を行い、自立に向けた支援に取り組めます。
- 生活していく上で大きな困難を抱えている児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう問題の解決に向けた支援を行います。
- 授業料負担軽減の取組を推進し、高等学校中退者が再入学した際の学び直しを支援します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
個別の教育支援計画の作成率	特別支援 教育課	平成 25 年度 88.5%	平成 31 年度 100.0%

(参考数値)

- ・「里親等委託率」（平成 25 年度 15.8%）については、上昇を目指す。
- ・「児童虐待相談対応件数」（平成 25 年度 294 件）については、適切に対応する。
- ・「ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数」（平成 26 年度 19,250 世帯）については、適切に対応する。

Ⅳ 子どもにやさしい 環境づくり

1 子どもの参画の推進

【現状と課題】

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約」においては、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもが生きる権利、自由に意見を表明する権利を有すること等が定められていますが、一方で、震災を踏まえた調査研究によると、当該条約について、8割以上の方が知らない状況にあります。

小さい頃から発達段階に応じて地域での様々な活動に参画し、社会的自立のための基礎的な能力の育成を図ることが重要です。

また、東日本大震災からの復興にあたって、未来を担う子どもたち自身の意見を施策に反映させるため、子どもが自らの意見を表明する機会を設けることが必要です。

【施策の方向性】

子どもの人権に関する啓発を広く行うとともに、人権に関する教育の改善や充実を図ります。

また、子どもたちが自らの意見を表明できるように、子どもたちを取り巻く環境に関する様々な情報を提供する体制を整え、発達段階に応じて、子育て観や職業観を養う機会を確保するとともに、地域コミュニティの再生に向けてワークショップ型の取組を進めるなど、子どもや若者の意見の施策への反映を推進します。

【行動計画】

（１）子どもの人権に関する啓発

- 「児童福祉月間※」の実施や子どもの権利条約を紹介したカードの作成などを通じて、広く子どもの人権尊重に関する啓発を行います。

※ 児童福祉月間

毎年5月を「児童福祉月間」と定め、県民に対してより一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、学校、家庭、企業など地域が一体となって子どもの健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開するもの。

- 子どもの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるよう、人権教育の改善や充実を図ります。

(2) 子どもの参画による子育て環境づくりの推進

- 子どもたちを取り巻く環境に関する様々な情報がいつでも入手できるような体制を整えるとともに、意見表明の機会を提供するなど、子どもの意識・立場に立ち「子どもの視点」を重視した対応を推進します。
- 子どもや若者が乳幼児と触れ合う機会の充実を図り子育て観を育成するほか、将来に夢や希望を抱くことができるような取組、その夢実現のための子どもの将来に向けた取組を支援します。
- ワークショップ形式の取組を進めるなど、子どもや若者の意見・意思を積極的にくみ上げて、それらを施策に反映させる取組を推進します。
- 子どもや若者のアイデアをまちづくりに活用するなど、子どもや若者のまちづくりへの参画を通して、ふるさと福島への愛着心を醸成します。

2 地域における子ども環境の整備

【現状と課題】

震災を踏まえた調査研究の子どもアンケートによると、地域の生活にとって重要と思うものとして、屋内遊び場及び屋外の公園・運動場がいずれも5割以上の回答を集めるなど、遊び環境に関するニーズが高くなっているほか、自然に触れられる場所や長期滞在体験プログラムへの回答が多く挙げられています。

また、子どもや青少年の健全育成のため社会全体が連携して環境を改善するとともに、犯罪や事故にあわないような安全・安心で子育てしやすいまちづくりを行う必要があります。

さらに、共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所について、保護者のニーズが高まっています。

【施策の方向性】

震災の影響により、福島県の子どもの遊び環境は大きく変化しましたが、逆に子どもの発育に必要な「遊び」について注目されていることから、日本一遊び環境や体験活動の充実した県を目指します。

また、子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりや子育てしやすい生活環境づくりを推進します。

さらに、子育て支援拠点や放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

【行動計画】

(1) 遊び環境の整備【1 教育の支援】

- 屋内における遊び場の取組を支援するとともに、公園の整備や冒険ひろば※¹、森のようちえん※²の取組など屋外における遊び環境づくりを推進します。

※1 冒険ひろば

子どもたちが「自らの責任で自由に遊ぶ」ことを原則に、土や木、水、火などの自然素材を使いプレーリーダーや地域の大人が見守る中で、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる遊び場

※2 森のようちえん

定期的・継続的に森や自然が豊かな場所に未就学児を連れて行き、自然のなかで子どもの自主性を重視しながら自由遊びを中心とした体験活動型保育を行うもの。通年型（年間を通して森の中で保育を実施）、融合型（保育所や幼稚園が園外活動の一部に取り入れる）、行事型（任意団体等が行事として実施）の三類型がある。

- 保育所や幼稚園、放課後児童クラブなど、日常的な場所における遊び環境の充実強化を推進します。
- 子どもがいきいきと遊ぶ環境をつくるために、遊び場において重要な役割を果たすプレーリーダーの育成を支援するとともに、屋内外の遊び場のネットワーク化を図るなど、遊び場どうしの連携を強化します。

（２）地域における体験学習環境の推進【１ 教育の支援】

- 心身の健康増進を確保するため、生活・文化体験、自然体験活動、社会体験活動など地域や学校における様々な体験活動を支援します。
- 農林水産業体験などを通して社会性や主体性を育むことができるように、また、震災の経験を踏まえてふるさと福島の良さを発信していくことができるように、子どもたちの様々な交流活動を支援します。
- 再生可能エネルギー等に関する環境教育の充実を図るほか、豊かな自然環境の中における環境学習を推進します。

（３）子どもや青少年の健全育成推進のための環境づくり

【１ 教育の支援】 【２ 生活の支援】

- 青少年が心身ともに健やかに成長できるように、青少年健全育成条例の適正な運用を図るとともに、家庭・学校・職場・地域と連携して青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進します。
- 福島県暴力団排除条例に基づき、関係機関等との連携を強化し、県民と一体となった暴力団根絶活動、加入防止活動等を推進して、青少年の健全な育成を図ります。
- スマートフォンやインターネットに接続できるゲーム機など情報通信機器の活用にあたって、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪等の問題につながることも踏まえて、情報モラル教育を充実させるとともに、情報リテラシー※を育成します。

※ 情報リテラシー

氾濫する個々の情報からの確な取捨選択ができたり、自己実現等における主体的な情報発信のため、情報メディアを積極的に活用することができる能力のこと

- 総合型地域スポーツクラブの設立・育成・定着を支援するなど、地域におけるスポーツ活動を推進します。
- ※ 総合型地域スポーツクラブ
地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とする多様性をもったクラブ

（４）子どもを見守る近隣社会の構築

- 通学路や公園等の周辺におけるパトロールを強化するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うなど、地域における防犯ボランティア等との連携の下、地域ぐるみでの防犯体制づくりを推進します。
- 交通安全施設の整備を進め、安全で円滑な交通環境の確保を図るとともに、交通ボランティア等と一体となった交通安全活動を推進し、子どもの交通事故防止を図ります。
- 民間団体、行政、司法機関、教育機関などにより福島県被害者等支援連絡協議会を設置し、相互に連携や情報交換を行いながら、犯罪等により被害を受けた子どもに対する支援を進めます。

（５）子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進【２ 生活の支援】

- 県営住宅の改善等によりファミリー世帯向けの良質な住宅の提供を行うとともに、子育て世帯等に対する県営住宅の優先入居を行うなど、子育てしやすい居住環境の整備を推進します。
- 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方に沿って、おもいやり駐車場利用制度をはじめ歩道の整備や段差の解消などに取り組むとともに、授乳スペースやおむつ交換スペースのある施設の普及啓発を推進します。
- 県、市町村、関係団体等が連携しながら、学校等子どもに関する施設における禁煙を推進するとともに、受動喫煙の機会を減らすための取組を実施します。

（６）子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり

【１ 教育の支援】 【２ 生活の支援】

- 子育て親子の交流等の促進や子育てに関する相談・情報提供等を行う地域子育て支援拠点の普及啓発を進め、親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育てへの喜びや楽しさが感じられるような環境づくりを推進します。
- 子どもの最善の利益のため、既存の学校制度のみにとらわれることなく活動するフリースクールや知的好奇心を満たし体を動かせる場など多様な学びと子どもの居場所をつくる取組を推進します。
- 共働き家庭等の「小1の壁※」を打破するとともに、多様な体験・活動ができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を推進します。

※ 小1の壁

保育所に比べて放課後児童クラブが不足していることや、開所時間が短いことにより、小学校に上がる際に親が働き方を変えざるを得なくなってしまう問題

- 放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修について、福島県の地域性に応じて方部別を実施するとともに、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する者の資質向上に努めます。
- 県・市町村のほか、学校・社会教育・放課後児童クラブの関係者、学識経験者等から構成する放課後子ども総合プランの推進委員会の定期的な開催や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る情報の共有化などにより、行政における福祉部局と教育委員会の連携を強化して、放課後等の子どもたちの居場所づくりを推進します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童生徒数	自然保護課	平成26年度 1,072人	平成31年度 1,300人
優良書籍等の推奨数(累計) ※ 優良な書籍等とは、福島県青少年健全育成条例に基づき、内容が優れており、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認められ、推奨されたもの			
(1) 映画	青少年・男女共生課 (平成27年度よりこども・青少年政策課)	平成25年度 88本	平成31年度 93本
(2) 図書	青少年・男女共生課 (平成27年度よりこども・青少年政策課)	平成25年度 137冊	平成31年度 172冊
総合型地域スポーツクラブへの加入者数	スポーツ課	平成25年度 20,425人	平成31年度 25,000人
一人当たりの都市公園面積	まちづくり推進課	平成24年度 12.70 m ² /人	平成31年度 13.00 m ² /人
乗合バス会社におけるノンステップバスの導入率	生活交通課	平成23年度 6.2%	平成31年度 7.0%

すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	道路整備課	平成24年度 634.0 km	平成31年度 683.0 km
「やさしさマーク」交付数（累計）	高齢福祉課	平成26年度 418 件	平成31年度 477 件
おもいやり駐車場協力施設数（累計）	高齢福祉課	平成26年度 1,128 ヶ所	平成31年度 1,237 ヶ所
地域子育て支援拠点施設数	子育て支援課	平成25年度 89 ヶ所	平成31年度 124 ヶ所
放課後児童クラブ設置数	子育て支援課	平成25年度 358 ヶ所	平成31年度 419 ヶ所

（参考数値）

- ・「子ども（中学生以下）の交通事故死傷者数」（平成25年度545人）については、減少を目指す。
- ・「バリアフリー化施設整備が完了した主要鉄道駅の数（累計）」（平成25年度9駅）については、増加を目指す。

3 教育の充実

【現状と課題】

少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など急激に変化する現代社会においては、個人は自立して他と協調しながらその生涯を切り拓いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められます。

また、核家族化の進行やライフスタイルの多様化などに加えて、震災の影響により家庭や地域を取り巻く環境も大きく変化しています。

さらに、震災に起因する屋外活動制限による運動不足などにより、子どもたちの肥満傾向が顕著になっています。

【施策の方向性】

すべての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな生活を送るため、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」をバランスよく育て、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育むとともに、ふくしまの発展を支える社会の一員として必要な資質を養っていきます。

また、家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進します。

【行動計画】

【1 教育の支援】

（1）豊かなこころの育成

- 「ならぬことはならぬ」という会津藩校日新館の教えが大切にされてきたように、子どもたちの規範意識の向上や豊かなこころの育成のため、また、震災を踏まえていのちの尊さや家族の絆などを考えさせるため、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。
- 子どもたちが震災後改めて地域の魅力やすばらしさを再発見できる取組や、文化財や伝統文化等の文化的資源に触れる機会の充実などを通して、ふるさと福島を愛するところを育みます。
- 生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるために、また、知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言葉に関する能力の育成を図るため、学校図書館と公共図書館の連携を促進するなど、家庭・地域・学校等

の連携による子どもの読書活動を推進します。

- 専門性を有するカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や教員の教育相談技法を高める研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にして、子どもたちの悩みに相談できる相談体制の整備を推進します。

（２）健やかな体の育成【１ 教育の支援】

- 福島県独自に開発した運動身体づくりプログラムや遊び力育成プログラムを広く普及し、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。
- スポーツトレーナー等専門家の派遣、指導者の育成、効果的な指導方法の検討及び普及など、子どもたちの体力向上の取組を推進します。
- 東京オリンピック開催を見据えて、陸上競技をはじめとした各種競技において、国際大会や全国大会で活躍できる選手を育成する取組を推進します。
- 「生き抜く力」の基盤となる健全な心身の育成に不可欠の自然体験活動などの体験型の活動を推進します。
- 生涯にわたって健康を保持増進できるよう、また、放射線と健康課題等の学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけられるよう、家庭や地域、学校医や関係機関との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。

（３）確かな学力の育成【１ 教育の支援】

- 小中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立を図るとともに、学習指導の更なる改善に努め、高等学校においては、生徒一人一人の進路希望を実現するため、高度な知識・技能の習得とその活用能力向上を図るなど、子どもの発達段階に応じた学力向上の取組を推進します。
- 外国語教育の充実や国際理解教育に加えて、子どもたちが海外において異文化の人々と交流する機会を設けることなどにより、国際化の進展に対応できる人づくりを進めます。
- 子どもたちの理科や算数・数学に対する興味・関心を高め、科学的・数学的な思考力の育成を図るとともに、再生可能エネルギーの研究開発や放射線医学などの基盤となる理数教育の充実を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた放射線から身を守る方法等に関する放射線教育を推進し、科学的な知識とそれに基づく判断力・行動力を身につけさせ

ます。

- 身近な自然環境、災害や防災についての正しい知識を身につけさせるとともに、災害発生時における危険を理解し、自ら判断し行動する力を育成するなど、防災教育の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携し、生徒一人一人の進路実現に必要な学力の向上や、心の豊かさを育む地域とのつながり等を重視したプログラムを通じ、社会の一員としての自覚と、社会人として必要な基礎学力の育成を図ります。

（４）家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進【１ 教育の支援】

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者が子育てに関する様々な知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、学校・地域・NPO など民間団体・企業など関係機関と連携を深め、家庭における子育て・教育支援を推進します。
- 地域住民が自らの知識や経験を活かす場が広がるよう、地域の人々によるボランティア活動等の協力の下、地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します。
- 子どもの学校生活における問題行動の解決に向け、子どもを取り巻く環境に福祉的な視点から働きかけ、その過程で家庭の貧困に起因する問題が見られた場合、関係諸機関と適切に連携を図ります。
- 「親の学び」を支援するために、PTA や企業と連携し、親が家庭教育について学ぶ機会を提供する取組を実施します。また、学習プログラムを作成し、家庭教育支援者をリードする人材を育成します。

（５）学校の教育環境の整備【１ 教育の支援】

- 少人数教育や習熟度別指導等により、子どもたち一人一人に向き合うことのできる環境において、個々に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、いじめや不登校などの未然防止に努めます。
- 県立高等学校において、東日本大震災の影響による環境の変化への適応等が困難で、学習・行動面で配慮を必要とする生徒が在籍する学校に、学習支援員を配置して支援を行います。
- 「教育は人なり」と言われることから、適切な人事管理の運用や各種研修の充実、服務倫理の確立などにより教員の資質の向上を図るとともに、子どもに向き合う時間が確保できるように、教員の多忙化解消に努めます。

- 社会環境の変化や各地域の特性・実情等を考慮しながら、学習環境の充実や特色ある学校づくりを進めます。
- 小中学生を対象に、放課後や週末等に学習支援や体験活動を行うための支援を行います。
- 貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもの教育の機会を保障するとともに、早期に生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーの配置を進めるなど、学校を貧困対策の窓口とするよう取り組みます。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
不登校の件数	義務教育課	平成 25 年度 1,639 人	平成 31 年度 989 人以下
いじめの解消率 ※ いじめの認知件数の中で、解消しているものと一定の解消が図られたが継続支援中である件数の割合	義務教育課	平成 25 年度 96.9%	平成 31 年度 100.0%
全国体力・運動能力等調査結果（全国平均との比較割合 全国＝100）			
（１）小学５年生男子	健康教育課	平成 25 年度 96.6	平成 31 年度 100.5 以上
（２）小学５年生女子	健康教育課	平成 25 年度 99.1	平成 31 年度 102.1 以上
（３）中学２年生男子	健康教育課	平成 25 年度 98.9	平成 31 年度 101.0 以上
（４）中学２年生女子	健康教育課	平成 25 年度 98.2	平成 31 年度 100.5 以上
全国学力・学習状況調査結果（全国平均との比較割合 全国＝100）			
（１）小学校 国語	義務教育課	平成 26 年度 101.5	平成 31 年度 102.6 以上
（２）小学校 算数	義務教育課	平成 26 年度 100.1	平成 31 年度 101.6 以上
（３）中学校 国語	義務教育課	平成 26 年度 99.6	平成 31 年度 102.9 以上

(4) 中学校 数学	義務教育課	平成 26 年度 95.5	平成 31 年度 101.7 以上
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	義務教育課	平成 25 年度 100.0%	平成 31 年度 100.0%維持
防災教育に係る授業（避難訓練を除く）を実施した学校の割合（公立小・中学校）	義務教育課	平成 25 年度 95.8%	平成 31 年度 100.0%

(参考数値)

- ・「いじめの認知件数」（平成 25 年度 258 件）については、適切に対応する。
- ・「暴力行為の発生件数」（平成 25 年度 187 件）については、減少を目指す。
- ・「スクールソーシャルワーカーの配置人数」（平成 26 年度 37 人）については、適切に対応する。
- ・「スクールカウンセラーの配置率（小学校）」（平成 26 年度 22.6%）については、適切に対応する。
- ・「スクールカウンセラーの配置率（中学校）」（平成 26 年度 100.0%）については適切に対応する。

4 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

【現状と課題】

福島県の未成年の人工妊娠中絶率は全国平均よりも高い状況が続いているほか、震災以降、子どもの肥満傾向が高まっています。

また、ライフスタイルの変化等により、食の外部化が進んでいるほか、朝食の欠食や子どもが一人で食事を摂る孤食など食習慣の乱れが指摘されています。福島県は、総務省「家計調査」において「果物」「めん類」「菓子類」等の購入金額が全国でも上位を占めるとともに、震災後は国民健康・栄養調査において「野菜摂取量」が減少していること等、今後、栄養・食生活と肥満との関連について、注視していく必要があります。加えて、東日本大震災以降は、食育に関する体験学習の減少など食育活動が停滞しているとともに、放射線と食の安全性等について関心が高まっています。

【施策の方向性】

思春期の若者に対して、性に関する正しい知識の普及や相談体制の整備、飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策の推進、無理なダイエット等による痩身や肥満等に関する様々な健康教育の充実を図ります。

また、乳幼児及び親に対する正しい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

【行動計画】

（１）思春期における健康教育の推進

- 思春期から、自分の心身の健康に関心を持ち、健康な体づくりや生活習慣の確立ができるよう支援するとともに、自己肯定感を醸成できるよう支援します。
- 発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及や「デートDV防止プログラム」の有効活用など性教育の充実を図るとともに、関係機関が連携して、性に関する不安や悩み等についての相談支援体制を整備します。
- 家庭・学校・地域において周囲の人が自殺や精神疾患に関する正しい知識を持ち、身近な人の悩みに気づくことができるよう普及啓発に努めるとともに、専門機関へのつなぎなど関係機関の連携と人材育成を推進します。

- 未成年者の飲酒や喫煙、覚醒剤や危険ドラッグ等薬物乱用の防止のため、その危険性・有害性等について予防啓発運動を推進します。
- 肥満・痩身の傾向のある子どもに対して、食生活の改善のほか、幼児期からの体を動かす習慣づくりなど、学校・家庭・地域における総合的な保健対策の推進により、学童期からの生活習慣病予防に取り組みます。

(2) 食育の推進【1 教育の支援】【2 生活の支援】

- 学校や保育所等の給食を提供している施設において、指導者の育成等食育の推進体制を整備するとともに、子どもや親に対して望ましい食事の摂り方や健康な食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成など食育に関する普及啓発を行います。
- 栄養バランスに優れた日本型食生活を推進するとともに、豊かな農林水産物を積極的に活用し、食への感謝の念を育み食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めるため、地産地消の取組を推進します。
- 健康で豊かな人間性を育む基礎となる食育について、家庭や地域全体で推進されるよう市町村を支援します。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
「性に関する指導」の手引	健康教育課	平成 26 年度 93.0%	平成 31 年度 100.0%
薬物乱用防止教室の受講率 (中学生)	薬務課	平成 25 年度 33.8%	平成 31 年度 33.3% (中学 3 年間中に 受講するため、 実質 100.0%)
学校給食における地場産物 活用割合	健康教育課	平成 25 年度 19.1%	平成 31 年度 34.0%
食育推進計画を作成してい る市町村の割合(中核市を含 む)	健康増進課	平成 25 年度 67.8%	平成 31 年度 100.0%
市町村栄養士の配置率(中核 市を含む)	健康増進課	平成 26 年度 71.2%	平成 31 年度 100.0%

(参考数値)

- ・「朝食を食べる児童・生徒の割合」（平成25年度97.2％）については、上昇を目指す。
- ・「小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向（栄養状態）の割合（公私立小学校）」（平成25年度3.2％）については、減少を目指す。
- ・「10代の人工妊娠中絶実施率」（平成25年度7.2‰）については、減少を目指す。
- ・「10代の自殺死亡率（人口十万対）」（平成25年6.7）については、減少を目指す。

Ⅴ 子育てを支える 社会環境づくり

1 地域ぐるみでの子育て支援の推進

【現状と課題】

かつては、子育ては祖父母世代以上を含む大家族で、さらには家族を越えて地域全体で行われてきましたが、福島県においても三世代同居率が全国に比べて高いとはいえ、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯の孤立化が進んでいます。

また、東日本大震災によりいまだ多数の県民が県内外に避難しているほか、放射線により子どもの健康被害の不安を抱えながら暮らしているという中で、子育てに関する不安や負担感が増大している状況にあります。

【施策の方向性】

社会全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、子育て支援を進める県民運動を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら子育て支援のあり方等について調査検討を進め、新たな施策への反映を目指します。

また、震災後の特殊な状況において、子育て世帯への支援を進めるためには、子育て支援団体等地域資源と協力・連携していくことが不可欠であり、これらの団体の連携を図ることによって、地域における子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。

【行動計画】

（１）子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等

- 「子育ての日」及び「子育て週間」のイベントなど様々な機会をとらえて、地域において子育てを支援していくことについて啓発を行い、社会の宝である子どもの健やかな育ちを社会全体で支える気運の醸成に努めます。
- 専門的見地からの意見や各種団体における現場の意見等を広く聴き、施策に反映させていきます。

（２）子育て支援団体等による子育て支援活動の充実

- 子育て支援活動を行う各団体のネットワーク強化を図り、相互の交流を促進することで、子育て支援団体、地域住民、企業、行政等関係機関の連携を推進し、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。

- 震災に負けずに、子どもが夢をあきらめることなくたくましく成長できるような取組など、地域の実情に応じた子育て支援活動を支援します。
- ボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めるため広報・啓発を行うとともに、子育て支援に取り組む方に対する研修の充実などにより、資質の向上を図り、地域における子育て力を向上させ、子育て支援を推進します。

(3) 地域住民による支援

- 核家族化により子どもと高齢者との関わりが少なくなる中、世代間交流の取組を推進して、昔ながらの遊びや伝統を若い世代に伝えるほか、地域コミュニティの再生を図ります。
- 子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦など、地域における子育て支援従事者の掘り起こし等人材養成に取り組めます。
- 子育て応援パスポート（ファミたんカード）の取組を推進することにより、県・市町村・企業・県民が一体となって、地域の子育てを応援していきます。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
子育て支援を進める県民運動 関連事業数	子育て支援課 (平成 27 年度 より こども ・ 青少年政策 課	平成 26 年度 171 事業	平成 31 年度 200 事業
ファミたんカード協賛店舗数	子育て支援課 (平成 27 年度 より こども ・ 青少年政策 課	平成 25 年度 4,139 店舗	平成 31 年度 4,500 店舗

(参考数値)

- ・ 「福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合」 （平成 25 年度 44.9 %）については、上昇を目指す。

2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

【現状と課題】

福島県においては、育児をしながら働いている女性の割合は全国平均よりも高くなっており、結婚・子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり共働き家庭が増加していますが、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性が仕事とともに家事や育児を担うなど負担が重いものとなっています。

一方で、子育て期と重なる男性の長時間労働は依然改善されておらず、育児休業制度についても、男性の取得率は低いままの状況です。

【施策の方向性】

個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を図ります。

【行動計画】

（１）男女共同参画の推進

- 県男女共生センター等において男女がともにあらゆる分野に参画する意義等に関して各種講座を実施するなど、男女共同参画の普及啓発を進めるとともに、人権尊重に基づいた男女平等教育を推進します。
- ポジティブ・アクション※の取組も含め、男女がともに仕事と育児を両立できる職場環境整備について先進的な取組を行っている企業を認証して広く周知します。
 - ※ ポジティブ・アクション
採用や管理職登用等において男女間に事実上生じている格差の解消を目指すための企業の自主的かつ積極的な取組
- 男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、子育て参画の重要性を啓発するとともに、男性の育児・家事への参画推進の取組を支援します。
- 女性の起業に向けた取組を支援するなど、女性が輝くことのできる社会環境整備を推進します。

- マタニティハラスメント防止などへの取組を支援し、母性が尊重され、従業員が健康で働きやすい職場環境づくりを推進します。

※ マタニティハラスメント

職場において、妊娠・出産した女性に対して行われる精神的・肉体的いやがらせ

(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進

- ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりのためのアドバイザーの派遣や優れた取組を実施する企業の認証・表彰など、仕事と家庭が両立できる環境の実現に向けて広く普及啓発を行います。
- 子どもを持つ従業員が子育てをしながら働き続けられるよう、事業所内保育所の取組を推進します。
- 事業者として県自ら策定した特定事業主行動計画を推進し、職員の仕事と子育ての両立支援等に率先して取り組むとともに、企業に対しても同様の取組が広まるよう啓発を行います。

(3) 育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援

- 育児休業や短時間勤務制度等の普及啓発を図るとともに、育児休業取得者に対する生活安定に要する資金の低利融資や法定以上の延長等育児休業を充実させる企業の取組を支援するなど、育児休業の取得を促進します。
- 出産・育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置の導入について広報啓発に努めるほか、ハローワーク等と連携して女性の就業に関する相談・情報提供体制の充実を図ります。

【施策に関する指標】

指標名	担当課	現在値	目標値
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数（27～31年度累計）	青少年・男女共生課 (平成27年度より男女共生課)	平成25年度 5,037人	平成31年度 9,462人
市町村における男女共同参画計画の策定率	青少年・男女共生課 (平成27年度より男女共生課)	平成25年度 45.8%	平成31年度 76.3%以上
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	雇用労政課	平成25年度 6.6%	平成31年度 9.5%
福島県次世代育成支援企業認証数（累計） ※ 仕事と家庭生活の両立を図ることのできる多様な働き方について先進的な取組を行っている企業の認証数	雇用労政課	平成25年度 448社	平成31年度 580社以上
年次有給休暇の取得率	雇用労政課	平成25年度 44.5%	平成31年度 58.6%
育児休業取得率（女性）	雇用労政課	平成25年度 90.0%	平成31年度 97.3%以上
育児休業取得率（男性）	雇用労政課	平成25年度 3.3%	平成31年度 4.7%以上
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	雇用労政課	平成25年度 18.7%	平成31年度 19.3%